
江田島市 第2次男女共同参画基本計画

－ 案 －

平成30（2018）年 2月

広島県 江田島市

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
【1】計画策定の趣旨	1
【2】男女共同参画社会について	2
【3】計画策定の背景	3
1 国際的な動き	3
2 国の動き	4
3 広島県の動向	6
第2章 計画の概要	7
【1】計画の位置付け	7
【2】計画の期間	8
【3】計画の策定体制	8
1 計画策定体制	8
2 アンケート調査の実施	8
3 パブリックコメントの実施	8
第3章 本市の現状	9
【1】前期計画の検証と評価	9
1 前期計画の検証と評価の方法	9
2 前期計画検証結果の概要	9
【2】人口等の状況	14
1 人口・世帯数の動き	14
2 年齢別人口構成	15
【3】婚姻や就労等の状況	16
1 婚姻の状況	16
2 年齢別就業率	17
3 世帯構成	18
4 ひとり親家庭	18
第4章 計画の基本的な考え方	19
【1】基本理念	19
【2】基本目標と基本方針	20
【3】施策の体系	22
【4】計画の推進	23
1 「気付き」「学び」「実践」を通して、男女共同参画の推進へ	23
2 庁内推進体制の充実	23
3 職員の理解促進	23
4 計画の進行管理	23

第5章 施策の展開	-----	24
【基本目標1】男女が共に認め合う社会づくり	-----	24
1 男女共同参画の理解促進と意識の浸透	-----	24
2 男女の意識の変革による男女共同参画の促進	-----	27
3 学びの場における男女共同参画教育の推進	-----	28
【基本目標2】男女が共に活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）	---	30
4 社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進	-----	30
5 職場における男女共同参画の推進	-----	34
6 仕事と家庭が両立できる社会環境づくり	-----	39
7 地域社会における男女共同参画の推進	-----	42
【基本目標3】誰もが安心して暮らせるまちづくり	-----	45
8 あらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）	-----	45
9 生涯を通じた健康支援	-----	48
10 誰もが安心できる福祉のまちづくり	-----	50
資料編	-----	52
1 江田島市 男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	-----	52
2 江田島市 男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	-----	53
3 江田島市 男女共同参画推進本部設置要綱	-----	54
4 男女共同参画社会基本法	-----	56
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	-----	60
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	-----	69

● 第1章 計画の策定に当たって ●●●●

【1】計画策定の趣旨

わが国においては、近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行しています。その主な要因として晩婚化や晩産化、未婚化の進行などがあげられますが、それに加え、仕事と家庭や子育てを両立できる環境が十分ではないことなど、様々な要因も顕在化しています。

また、社会意識や地域社会における慣習の中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、いわゆる「固定的な性別役割分担意識」が無意識のうちに、当たり前だと思っている社会の現実があります。

日本社会の経済の維持や安定した社会保障制度の運営のためには、より一層の女性の社会参画が促進され、女性の能力が十二分に発揮される社会や環境づくりが重要です。

そのためには、男女の固定的な性別役割分担意識の変革が必要です。とりわけ「男は仕事、女は家庭」という考え方による様々な問題について、男女に「気付き」を促す取組が重要です。

「気付き」を促すことで「学び」へ、そして様々な現実を学ぶことで、「学び」から「実践」へつなげていくことが大切であると思います。

日常的な男女の「気付き」と「学び」、「実践」の中で、家庭における子育てや介護、仕事と家庭の両立、地域社会への参画など、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女それぞれが責任を担い、個性や能力を十分に発揮していくことができる男女共同参画の社会づくりを実現していく取組が必要です。

本市では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 19（2007）年3月に「江田島市男女共同参画基本計画（以下「前期計画」と表記）」を策定しました。本市では、この前期計画に基づき「男女共同参画社会」の形成を目指し、様々な取組を進めてきたところです。

前期計画は、平成 19（2007）年度を初年度とする 10 年間を対象期間とした計画で、この度、計画期間の満了に伴い、新たな計画「江田島市第2次男女共同参画基本計画（以下「本計画」と表記）」を策定します。

本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮した上で、前期計画における取組の点検・評価をはじめ、平成 28（2016）年8月に実施した市民アンケート調査及び事業所アンケート調査結果等に基づく市の現状や、近年の社会情勢等を踏まえ、実効性のある計画として、本市における男女共同参画社会の実現に向けた具体的取組を示すものです。

本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」と表記）」に基づく市町村推進計画として位置付けます。また、生命と人権に関わる項目や、女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」と表記）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

【2】男女共同参画社会について

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、その考え方に基づき、次の5つの基本理念を掲げるとともに国や地方公共団体及び国民の役割を掲げています。

■男女共同参画社会基本法の5つの基本理念■

男女の人権の尊重

- 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くし、男性も女性も一人の人間としての能力を発揮できる機会を確保する。

社会における制度又は慣行についての配慮

- 固定的な役割分担意識にとらわれず、男女ともに様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。

政策等の立案及び決定への共同参画

- 男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。

家庭生活における活動と他の活動の両立

- 男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。

国際的協調

- 男女共同参画づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

■国・地方公共団体及び国民の役割■

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。
- 積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。
- 地域の特性を生かした施策の展開。

国民の責務

- 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成に寄与するように努める。

【3】計画策定の背景

1 国際的な動き

男女共同参画に関する国際的な取組は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」とすることが宣言されるなど、国際連合を中心として推進されてきました。

平成 27（2015）年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組の評価、広報・啓発の活動などが推進され、現在も継続して積極的に進められています。

しかし、平成 29（2017）年 11 月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数^注」では、日本は 144 か国中 114 位という結果で、OECD 諸国の中でも非常に低い結果となっています。わが国がこのような低水準にある理由として、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

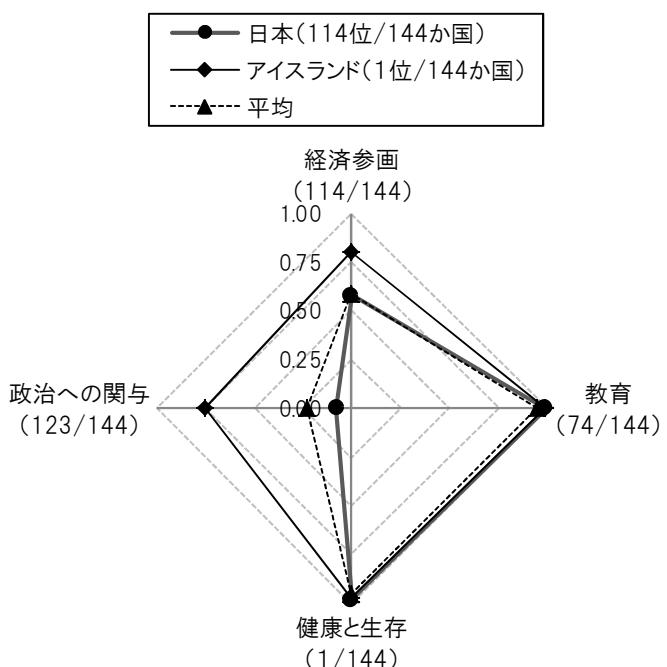
■ ジェンダー・ギャップ指数（2017） ■

主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
↓		
15	英国	0.770
16	カナダ	0.769
↓		
49	米国	0.718
↓		
71	ロシア	0.696
↓		
82	イタリア	0.692
↓		
100	中国	0.674
↓		
114	日本	0.657
↓		
118	韓国	0.650

資料:The Global Gap Report 2017

■ ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較 ■



※スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指標。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識（社会的性別）のこと。

2 国の動き

●第4次男女共同参画基本計画の策定●

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12（2000）年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改定を経て、平成27（2015）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次計画」と表記）を策定しています。

「第4次計画」では、第3次計画の取組の達成状況や評価を踏まえ、「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、「女性」の視点を横断的にし、施策として「防災・復興」を独立させ、推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されるなどの改定が行われました。また、次の4つの目指すべき社会像を掲げています。

さらに、平成27（2015）年9月に施行された「女性活躍推進法」に基づき、女性の採用・登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備及び女性の役員・管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれています。

■第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会■

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

●女性活躍の推進●

「女性活躍推進法」では3つの基本原則を掲げ、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、推進計画を策定することとされています。

また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

■女性活躍推進の3つの基本原則■

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

●子育て支援の推進●

平成 27（2015）年度からの「子ども・子育て支援法」に基づく、「子ども・子育て支援新制度」の開始により、幼児期の保育・学校教育が質及び量共に確保され、地域の子供・子育て支援の充実が推進されています。次世代育成支援対策推進法は期間延長され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の更なる推進が求められています。

本市においても、平成 27（2015）年3月に「江田島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援施策を推進しているところです。特に、基本施策として「ワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げ、就労環境の整備や男女共同参画意識の啓発などを施策の方向として盛り込んでいます。

●配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正●

DV防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は平成 25（2013）年7月に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

●防災計画等における男女共同参画の視点●

国においては、平成 25（2013）年3月に、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を示し、その中で、災害が起こる前に災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じるなど、いわゆる「災害リスク軽減」という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

また、国の「防災基本計画」においては、東日本大震災の発生後、避難所における女性や子育て家庭などへ配慮することなど、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。更に、第4次男女共同参画基本計画においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」「防災・復興の現場の男女共同参画」などの取組が強化されています。

3 広島県の動向

広島県では、平成14（2002）年に「広島県男女共同参画推進条例」を施行し、平成15（2003）年には、この条例に基づく「広島県男女共同参画基本計画」が策定されました。その後の改訂を経て、平成28（2016）年3月には、「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定するとともに、女性活躍推進法に基づき、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めています。

また、平成28（2016）年8月には、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）」が策定されています。

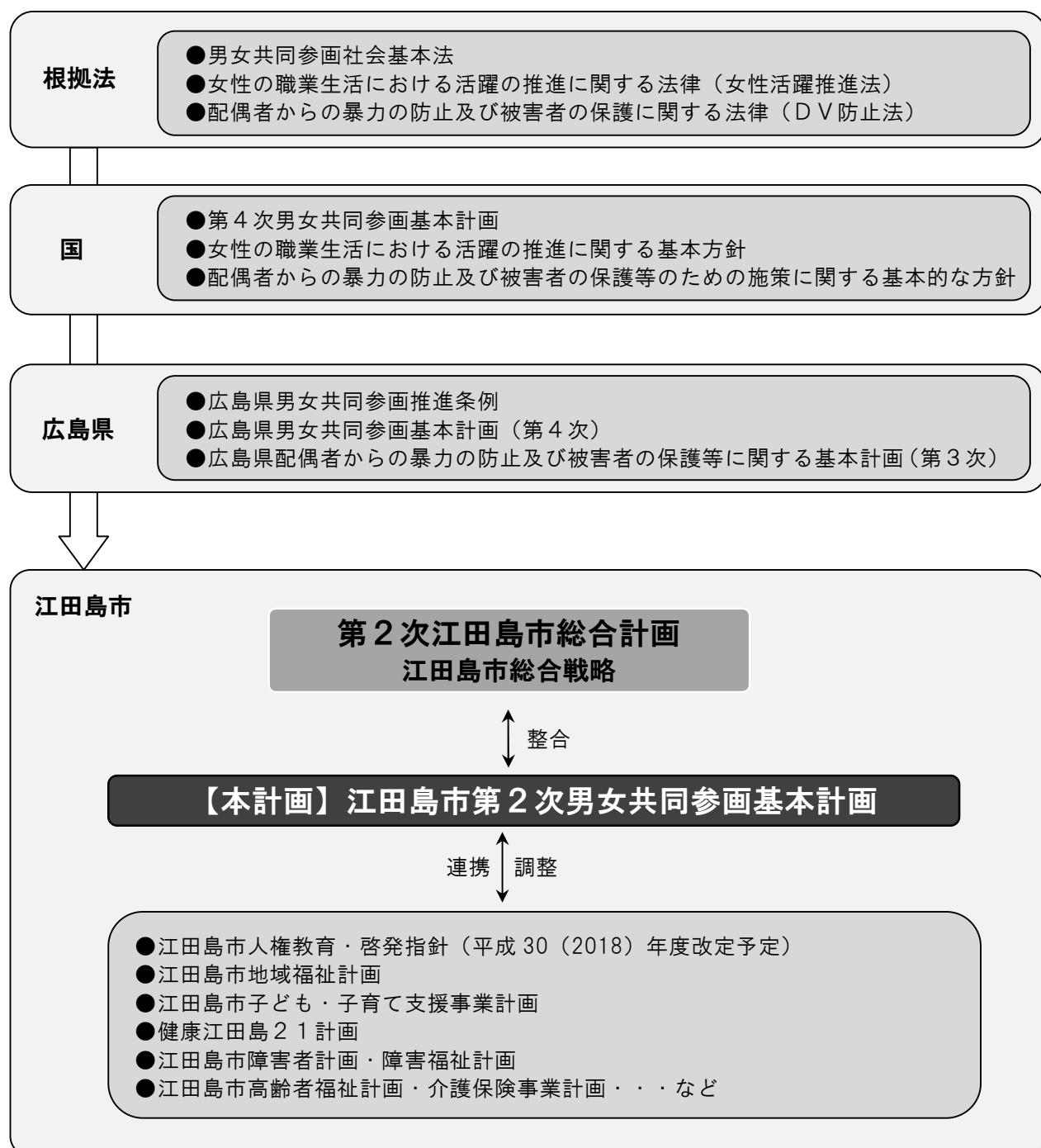
■参考／広島県男女共同参画基本計画（第4次）「施策の体系」 ■

基本的な視点	基本となる施策の方向	施策
環境づくり	1 職場における女性の活躍促進	(1) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備 (2) 農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進 (3) 再就職等女性の就業に向けた環境の整備 (4) 仕事と家庭が両立できる制度の充実 (5) 男性の家庭への参画の促進
	2 地域社会活動における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進
	3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	(1) 県の推進体制の充実等 (2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化 (3) 市町等との連携強化・取組支援
人づくり	1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	(1) 男女共同参画を推進するための啓発の充実 (2) 各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進
	2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育の充実 (2) 研修の充実・支援
安心づくり	1 生涯を通じた健康対策の推進	(1) 生涯を通じた健康対策の推進 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進 (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進
	3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援	(1) 困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援 (2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備

● 第2章 計画の概要 ●●●●

【1】計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の総合計画をはじめ、関連他計画とも調整し、整合性に配慮して策定しています。



【2】計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間とします。中間年度に当たる平成 34（2022）年度に、それまでの取組の評価・見直しを行います。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】計画の策定体制

1 計画策定体制

計画の策定に当たっては、庁内幹事課長等で構成される「男女共同参画推進会議」及び副市長・教育長・部長等で構成される「男女共同参画推進本部」による検討を踏まえ、学識経験者をはじめ各種団体・組織の関係者などから構成される「江田島市男女共同参画基本計画策定委員会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

2 アンケート調査の実施

計画の策定に当たり、本市在住の 20 歳以上の市民及び本市所在の事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討するまでの基礎資料とする目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査名称	江田島市 男女共同参画に関する 意識調査	江田島市 男女共同参画に関する 事業所アンケート調査
調査対象	20 歳以上の市民	市内に所在する事業所
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	平成 28（2016）年 8 月	平成 28（2016）年 8 月
配布数	1, 000 人	109 件
有効回収数	309 人	56 件
有効回収率	30.9%	51.4%

3 パブリックコメントの実施

計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行いました。

● 第3章 本市の現状 ●●●●

【1】前期計画の検証と評価

1 前期計画の検証と評価の方法

男女共同参画の事業分野は、周知や啓発活動のみならず、学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、様々な分野と連携した取組が必要です。

本市では、前期計画に基づいて実行している施策や事業について、個別に点検や評価を行いました。その進捗状況を点検することによって問題点や課題を抽出し、次期の取組に反映させることとしています。

2 前期計画検証結果の概要

前期計画における取組内容の検証結果の概要は、次のとおりです。前期計画の基本方針ごとに、検証と評価結果から読み取れる今後の取組課題を記しています。

●基本目標1：男女共同参画を推進する仕組みづくり●

基本方針①	固定的な男女の役割分担意識の変革
施策の方向	(ア) 広報・啓発活動の推進 (イ) 男女共同参画に関する職員研修の推進
今後の主な取組課題	女性問題啓発イベントや講演会開催の充実 市広報紙の配布やHP掲載に関する側面的な支援 広報に関する文書等の基準の作成、差別的な表現への配慮 市民啓発等、研修の充実 家庭・地域・職場等のあらゆる場における啓発活動の推進 広報、女性問題啓発冊子の収集・作成・配布等を通じた情報提供の充実 市刊行物等における文章等の表現への配慮 女性の能力を高めるための研修等の充実

基本方針②	男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実
施策の方向	(ア) 男女共同参画を推進する教育の充実 (イ) 生涯を通じた学習機会の提供、研修の充実・支援
今後の主な取組課題	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と教職員への研修の充実 児童生徒のキャリア発達を促す教育の推進 公民館、隣保館等を活用したセミナーの実施 生涯学習の機会の充実 市民の学習支援や意識啓発活動の担い手となる人材の育成

基本方針③	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
施策の方向	<p>(ア) 市における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (イ) 女性職員の職域の拡大と登用の推進 (ウ) 政策・方針決定過程における情報の公開と市民の参画機会の確保</p>
今後の主な取組課題	<p>各委員会の女性委員の代表者による意見交換会の開催 審議会等への女性委員の登用促進 各種団体における役員等への女性登用の働きかけ 研修の開催等による指導的人材の発掘 女性が働きやすい雰囲気づくりへの日常的な取組の拡大、啓発 市内全域の職種、職場における女性の職域の拡大 県内市町や民間との男女共同参画グループ等との交流等 性別に関わらない能力と適性に応じた社員や職員の配置、人材の配置 女性の管理、監督者への登用 市ホームページ等を活用した女性の活躍・活動状況のPR</p>
基本方針④	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇改善の理解の促進
今後の主な取組課題	<p>労働基準法、男女雇用機会均等法やパートタイマーの権利等の遵守について、事業者への啓発の推進 女性が自ら権利を守るために、法制度等に関する学習の場の提供 雇用に関する相談機会の提供等による、女性就労者への支援の充実</p>

●基本目標2：職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現●

基本方針①	就労環境の整備の促進
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 職場における男女共同参画の促進 (イ) 自営業における男女共同参画の促進 (ウ) 女性の多様なニーズを踏まえた就業支援 (エ) 仕事と育児・介護を両立するための就労環境の整備
今後の主な取組課題	<p>各職場における男女共同参画促進のための資料収集や情報提供、研修等の支援 各職場における男女共同参画について、事業者等に対する啓発の推進 自営業を営む女性や各事業者の関係機関等と連携した、各種研修や講習等多様な情報や学習機会の提供 男女共同参画の視点における女性のネットワークづくりの促進 女性の再就職・職域拡大に向けた関係機関との連携及び雇用・労働環境に関する情報提供、相談体制の充実 パートタイム、派遣労働、在宅労働、家内労働等に関する相談機関の紹介 農漁業等の活用など、地域特性を生かした新たな起業機会の拡大 育児休業制度・介護休業制度の普及、促進 就労に関する情報提供の充実及び労働相談体制の充実</p>

基本方針②	地域社会における男女共同参画の推進
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域活動（コミュニティ活動）に対する支援 (イ) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進 (ウ) 男性の地域活動への参加の促進
今後の主な取組課題	地域活動における各種情報や学習機会の提供及び啓発活動の促進 男女共同参画に関する地域団体の取組への支援 地域における女性リーダーの育成に向けた各種講演会・研修等の支援及び女性を対象とした学習機会の提供 女性地域防災リーダーの育成 男性の家事や地域活動等への参画に向けた各事業者、関係機関等への啓発

基本方針③	家庭生活における男女共同参画の推進
施策の方向	(ア) 家庭における男女共同参画の推進 (イ) 家庭教育の充実
今後の主な取組課題	各種講座・研修会等を通じた、男性の家事・育児・介護への参加促進 男性の生活自立や子育てを支援する学習機会の提供及び学習内容の充実 家庭教育・幼児教育についての講座開催等の学習機会の充実

基本方針④	育児期等における条件整備
施策の方向	(ア) 多様な保育サービスの提供 (イ) 地域における育児の支援 (ウ) ひとり親家庭の支援
今後の主な取組課題	延長保育、低年齢児保育の充実、一時保育事業の推進 放課後児童対策の充実 身近な相談者となる「子育てサポーター」の養成 認定こども園内の子育て支援室の整備 地域の子育てサークルの育成や子供会活動への支援 母子・父子自立支援員による家庭相談体制整備と他機関との連携による支援体制の充実

基本方針⑤	女性の介護負担の軽減と高齢者等が安心して暮らせる条件整備
施策の方向	(ア) 女性の介護負担の軽減 (イ) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり
今後の主な取組課題	介護方法、介護予防等の情報提供や学習機会の充実 地域包括支援センターにおける相談体制の充実 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施による、きめ細かな在宅サービスの支援 定期的な地域ケア会議の開催や生活支援体制整備事業による、サービス体制の構築 介護サービス基盤の充実、保健福祉施策の推進 女性の介護負担の軽減と、男性の積極的な介護への取組の啓発

基本方針⑥	国際感覚の育成と交流の推進
施策の方向	(ア) 国際感覚の育成 (イ) 国際交流の推進
今後の主な取組課題	国際感覚の育成に向けた、ライフステージに応じた外国語教育や外国語講座の開設 外国の生活・習慣・文化等の学習機会の確保 外国人市民との意見交換会の開催 男女平等に関する国際的な取組等について情報収集、提供 外国人市民との異文化交流事業の推進 語学ボランティアの育成及び外国人に対する日本語教室の開催等

●基本目標3：女性の人権が尊重され能力発揮できる社会の実現●

基本方針①	女性の人権の尊重
施策の方向	(ア) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (イ) メディアにおける人権の尊重と啓発
今後の主な取組課題	D V発生の予防・根絶に向けた、資料作成や情報の提供、講座の開催等を通じた啓発の推進 関係機関と連携したD Vやストーカー被害女性の保護とプライバシーへの配慮、自立に向けた支援 市民への講演会、セミナー、研修会等への参加促進 男性の「男性優位」、「女性より男性が上」という意識の払拭 セクシュアルハラスメントに対する正しい理解と対応、意識啓発 学校における「体罰、セクシュアルハラスメント相談窓口」の設置 相談支援員の資質の向上 TF(チームフレンド)制度導入による、気軽に相談できる体制整備

基本方針②	生涯を通じた健康支援
施策の方向	(ア) 女性、男性の健康保持の支援 (イ) 健康・権利に関する意識の醸成 (ウ) 健康を脅かす問題への対応
今後の主な取組課題	産前教室等の機会を通じた、母性保護についての啓発の推進 周産期等における母子保健医療の充実 女性に特有な病気や健康に関する相談・診療を受けやすい環境づくり 子宮頸がん、乳がん検診の自己負担軽減による受診率の更なる向上 女性の健康保持のための健診率の向上 生活習慣病予防のための食事・運動等の重要性の啓発、教室等の開催

【2】人口等の状況

1 人口・世帯数の動き

本市の人口は、平成 29（2017）年で 24,124 人と、平成 24（2012）年の 26,633 人から約 2,500 人減少しており、平成 24（2012）年を 100.0 とした指数でみると 90.6 となっています。一方、世帯数も減少で推移しており、平成 29（2017）年では 12,507 世帯（平成 24（2012）年を 100 とした場合 95.2）となっています。

1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 24（2012）年の 2.03 人から平成 29（2017）年では 1.93 人と、小家族化が進行しています。

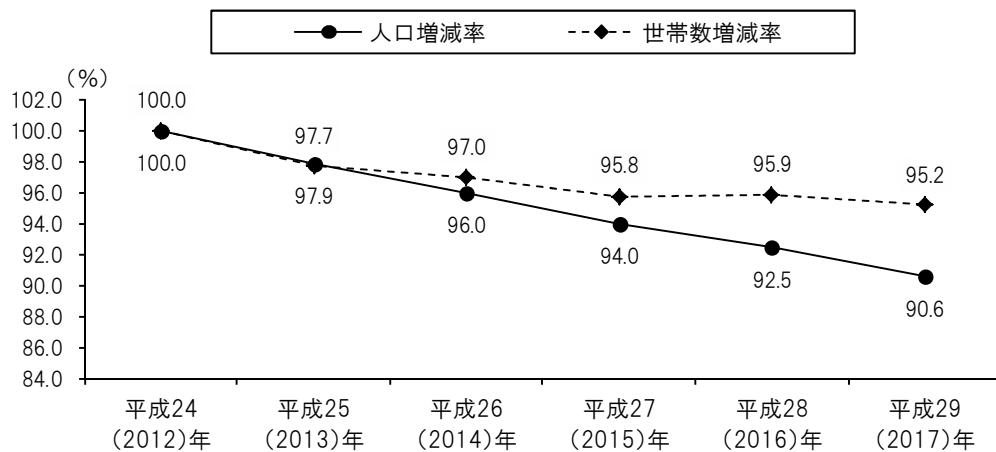
■人口・世帯数の推移■

	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年
人口(人)	26,633	26,087	25,572	25,040	24,627	24,124
世帯数(世帯)	13,133	12,828	12,741	12,584	12,597	12,507
世帯人員(人/世帯)	2.03	2.03	2.01	1.99	1.95	1.93
人口増減率(%)	100.0	97.9	96.0	94.0	92.5	90.6
世帯数増減率(%)	100.0	97.7	97.0	95.8	95.9	95.2

注：増減率は、平成 24（2012）年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■人口・世帯数増減率■



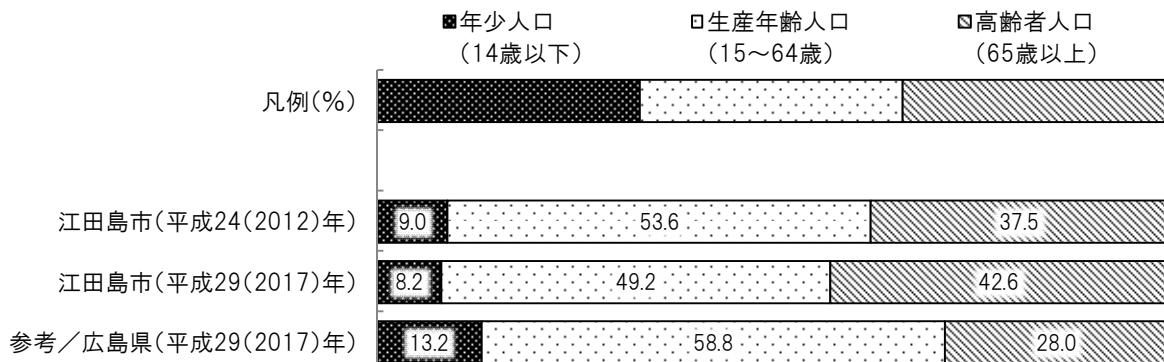
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2 年齢別人口構成

年齢別の人口構成比をみると、平成29(2017)年では年少人口(14歳以下)は8.2%、生産年齢人口(15~64歳)は49.2%、高齢者人口(65歳以上=高齢化率)は42.6%と4割を超え、高齢化率は広島県の平均を大きく上回っています。

高齢化率が増加傾向にある一方で、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化が顕著に進行しています。

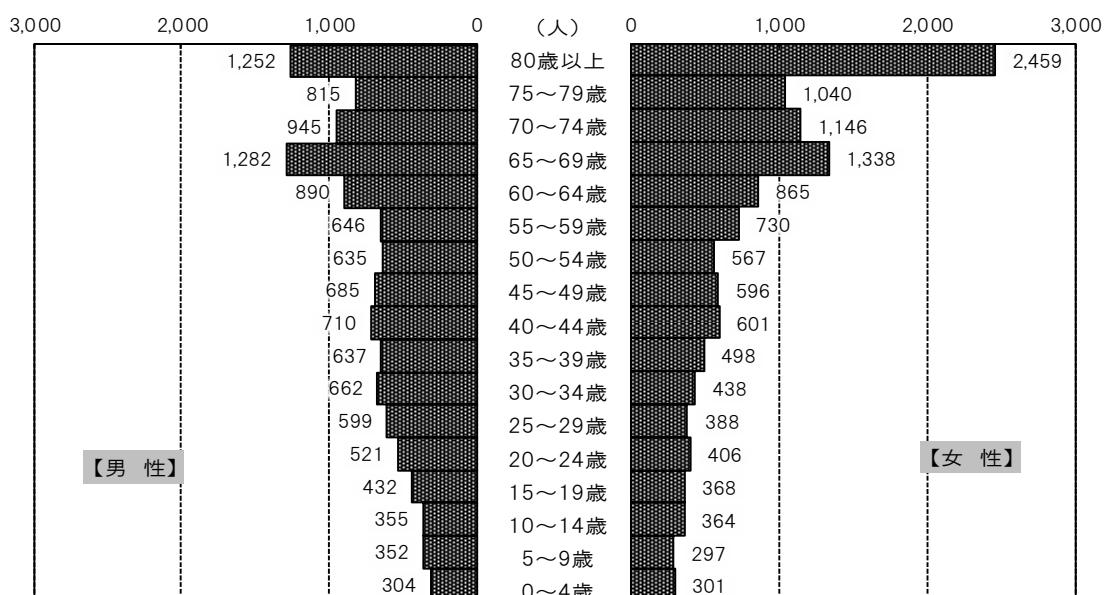
■年齢3区分別人口構成比■



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女共に60歳代後半の、いわゆる「団塊の世代」が多くなっています。また、65歳以上になると、女性の人口が男性を上回り、特に80歳以上では大きな差がみられます。

■年齢5歳階級別人口■



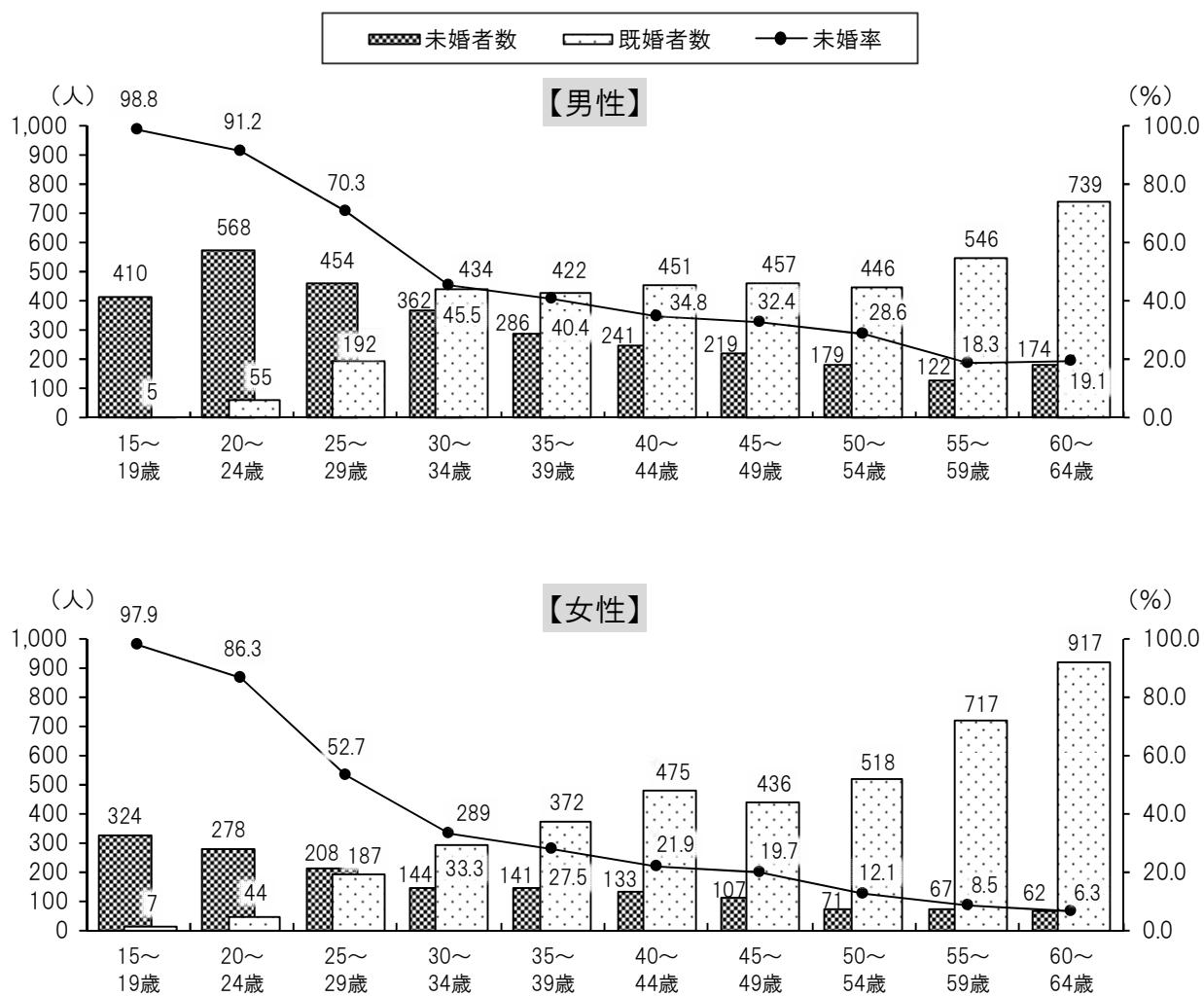
資料：住民基本台帳(平成29(2017)年3月末現在)

【3】婚姻や就労等の状況

1 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年代別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代の前半になると逆転することから、この年代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30歳代の前半に逆転していますが、男性に比べ既婚者数が大幅に増加しています。

■年齢別未・既婚者数と未婚率■

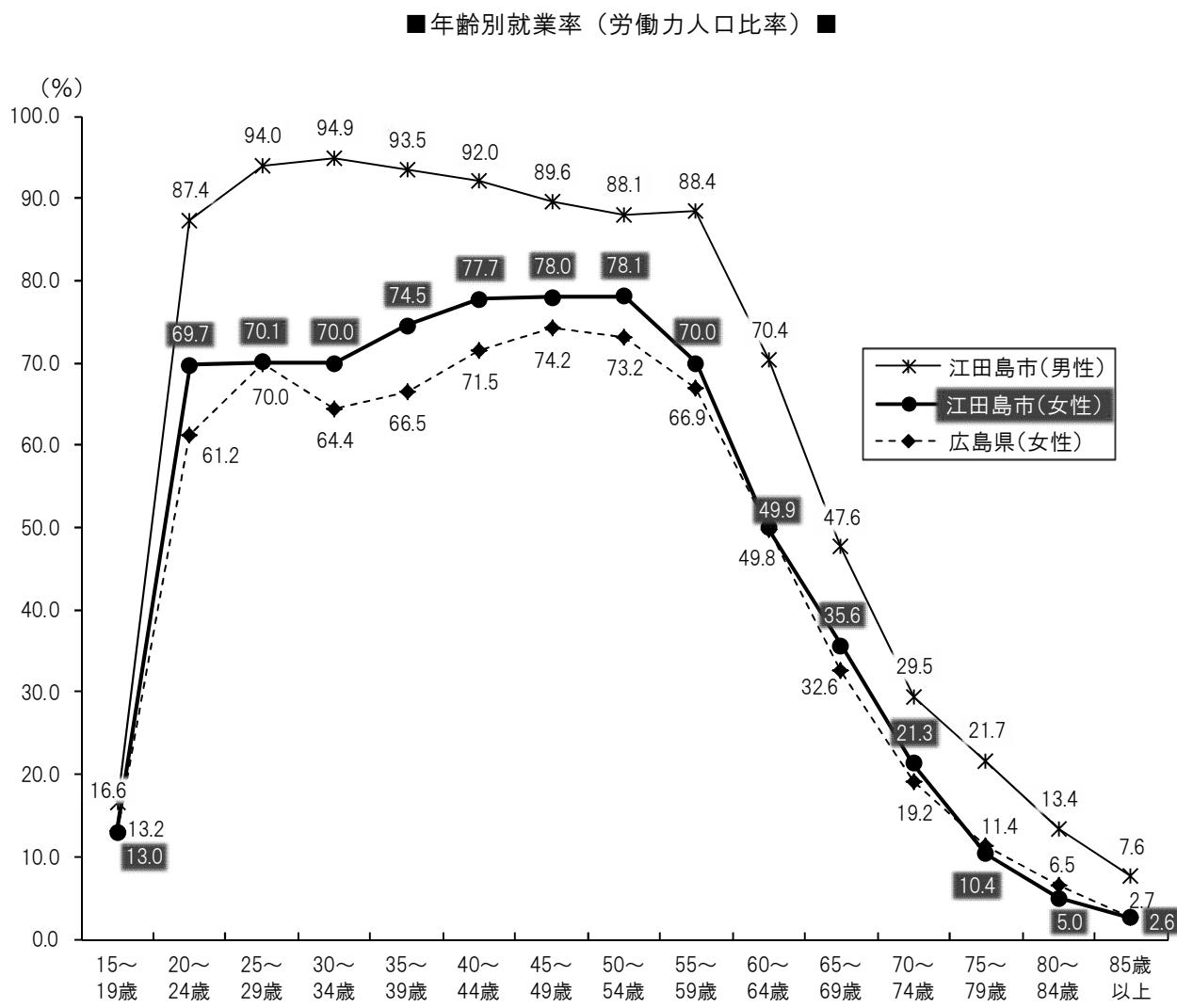


資料:国勢調査(平成27(2015)年)

2 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、20歳から50歳代の前半にかけて年齢が上がるほど就業率も増える傾向にあります。50歳代の後半当たりから、就業率は徐々に減少してきます。

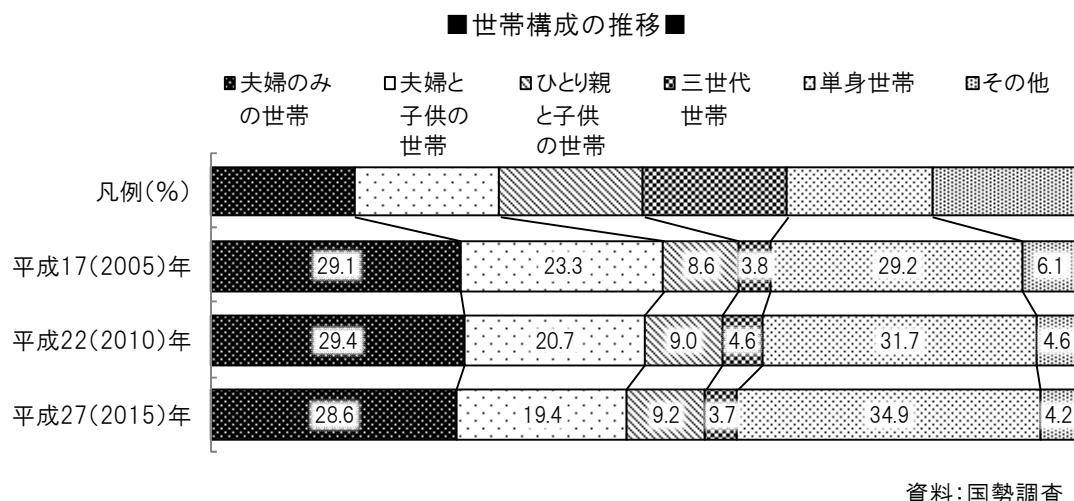
広島県の平均に比べ、全体的に就業率は各年齢層ともに高くなっています。いわゆる「M字カーブ」の状況はうかがえず、本市は女性の労働力人口に対する就労者の比率が高いことが分かります。



資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

3 世帯構成

世帯構成について、平成 17(2005) 年から平成 27(2015) 年までの推移でみると、「単身世帯」「ひとり親と子供の世帯」は増加傾向にありますが、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子供の世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少しており、世帯規模の縮小がうかがえます。



4 ひとり親家庭

本市のひとり親家庭については、平成 27(2015) 年で 164 世帯となっており、その大半を母子世帯で占めています。母子世帯については、就労や経済面で厳しい状況にある家庭が多く、子育てを含む家庭生活への支援や就業支援など総合的な自立支援対策が必要です。また、父子家庭についても子供の養育や家事など生活面において課題を抱える場合が多く、社会的な支援が必要となっています。

■ひとり親家庭の状況■

	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年
ひとり親家庭(合計)	161	154	164
母子世帯数	140	126	135
父子世帯数	21	28	29

資料：国勢調査

● 第4章 計画の基本的な考え方 ●●●●

【1】基本理念

前期計画においては、目指す方向として「全ての住民が社会の構成員として、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画できる機会が確保され、男女が平等に豊かに暮らすことのできる男女共同参画社会の実現」を掲げています。本市ではこの考え方に基づき、人権尊重の理念を社会に根付かせ、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。

前期計画は平成19（2007）年3月に策定しましたが、その後、本市では、平成27（2015）年3月に、本市における政策の最上位計画である「第2次江田島市総合計画」を策定しています。「第2次江田島市総合計画」においては、まちの将来像を「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」と定めています。これは、「市民満足度の高いまちづくり」及び「未来を切り開くまちづくり」という戦略に基づき、市民や各種団体、行政など、多様な主体の参画による協働のまちづくりを展開していく、という考え方を示しています。

一方、「江田島市人権教育・啓発指針（江田島市人権啓発推進プラン・江田島市人権教育推進プラン）」においては、一人一人が人権について正しく理解し、自分を大切にし、他人を大切にして共に生きるという理念のもと、人権施策を推進しています。

本計画においては、前期計画の目指す方向を踏襲しつつ、「第2次江田島市総合計画」の理念や、「江田島市人権教育・啓発指針」の考え方等を踏まえ、次のように「基本理念」を掲げます。

● 本計画の基本理念 ●

男女が共に認め合い 共に活躍する『恵み多き島』

えたじま

この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図り、様々な場面で女性が活躍する機会を充実し、男女が共にお互いを認め合いながら、性別に関わらず誰もが活躍できる、活力のあるまちづくりを目指します。

【2】基本目標と基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの「基本目標」を定め、それぞれに「基本方針」を定めます。

基本方針に基づいて進める具体的な取組については、前期計画において実行している施策や事業に対して、その進捗状況を点検し、個別の問題点や課題を整理するとともに、新たな施策や事業を加えることなどによって、その後の取組に反映させることとしています。

【基本目標1】男女が共に認め合う社会づくり

社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状を踏まえ、男女平等意識の浸透に向けて、誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深め、固定的な性別役割分担意識が残る社会制度や慣行を見直すことができるよう、市民への意識啓発を行っていきます。

また、男女共同参画の意識づくりについて、学校教育のみならず、家庭や学校、地域などで多様な学習機会の充実を図ります。とりわけ「男性優位」の価値観に根差した「固定的な性別役割分担意識」について、上記の取組等により、男女が共に意識変革を行い、男女共同参画社会の実現に向けて更なる推進を目指します。

- 基本方針1 男女共同参画の理解促進と意識の浸透
- 基本方針2 男女の意識の変革による男女共同参画の促進
- 基本方針3 学びの場における男女共同参画教育の推進

【基本目標2】男女が共に活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程の場において、女性の積極的な登用を促進するとともに、様々な分野における女性の能力発揮の支援に努め、女性の人材育成と活躍の促進を図ります。

市内各職場において、男女がそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、職場の労働条件の改善など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進をはじめ、子育て支援策や介護支援の充実等、様々な環境の整備に取り組むとともに、地域活動における男女共同参画を促進します。

「女性活躍推進法」により、地方公共団体には推進計画の策定、従業員301人以上の事業所には、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務付けられました。基本目標2に係る取組は、本市における「女性の活躍推進に向けた行動計画（以下「女性活躍推進計画」と表記）」として位置付けます。

- 基本方針4 社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 基本方針5 職場における男女共同参画の推進
- 基本方針6 仕事と家庭が両立できる社会環境づくり
- 基本方針7 地域社会における男女共同参画の推進

【基本目標3】誰もが安心して暮らせるまちづくり

社会はあらゆる人々が暮らす身近な場であり、家庭、人々が生活を織りなす生活の拠点です。その社会での男女共同参画の促進は、地域コミュニティの新たな再構築にとっても重要な課題と言えます。

社会においては、昨今の少子高齢化の進行、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等、様々な問題や変化が生起しており、男女問わずに様々な役割を担っていくことが求められる状況となりつつあります。

また、社会的な様々な要因に起因する暴力等については、暴力の根絶に向けて、様々な機会を生かした意識啓発を推進するとともに、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。また、「あらゆる暴力の根絶」に向けた取組については、「DV防止法」に基づく「江田島市DV対策基本計画」として位置付けます。

生涯にわたる男女の健康づくりへの支援をはじめ、少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。

市民にとって暮らしやすい社会を実現することは言うまでもありませんが、災害等の緊急時等には、男女共同参画における女性の視点に立った、避難所等の設営、運営を行っていきます。

- 基本方針8 あらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）
- 基本方針9 生涯を通じた健康支援
- 基本方針10 誰もが安心できる福祉のまちづくり

【3】施策の体系

【基本理念】男女が共に認め合い 共に活躍する『恵み多き島』えたじま

【基本目標1】男女が共に認め合う社会づくり

- 1 男女共同参画の理解促進と意識の浸透
- 2 男女の意識の変革による男女共同参画の促進
- 3 学びの場における男女共同参画教育の推進

【基本目標2】男女が共に活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

- 4 社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 5 職場における男女共同参画の推進
- 6 仕事と家庭が両立できる社会環境づくり
- 7 地域社会における男女共同参画の推進

【基本目標3】誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 8 あらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）
- 9 生涯を通じた健康支援
- 10 誰もが安心できる福祉のまちづくり

【4】計画の推進

1 「気付き」「学び」「実践」を通して、男女共同参画の推進へ

男女共同参加を推進していくには、何よりも男女共同参画に関する男女の「気付き」が大切です。そして、「気付き」「学び」「実践」を通して、男女共同参画に対する意識の変化を促し、男女共同参画の実現に向けて、取組を推進していきます。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画の施策は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画の推進に当たっては、庁内関係部署が十分な連携を図り、男女共同参画の意識啓発をはじめ、庁内横断的に様々な取組を推進します。

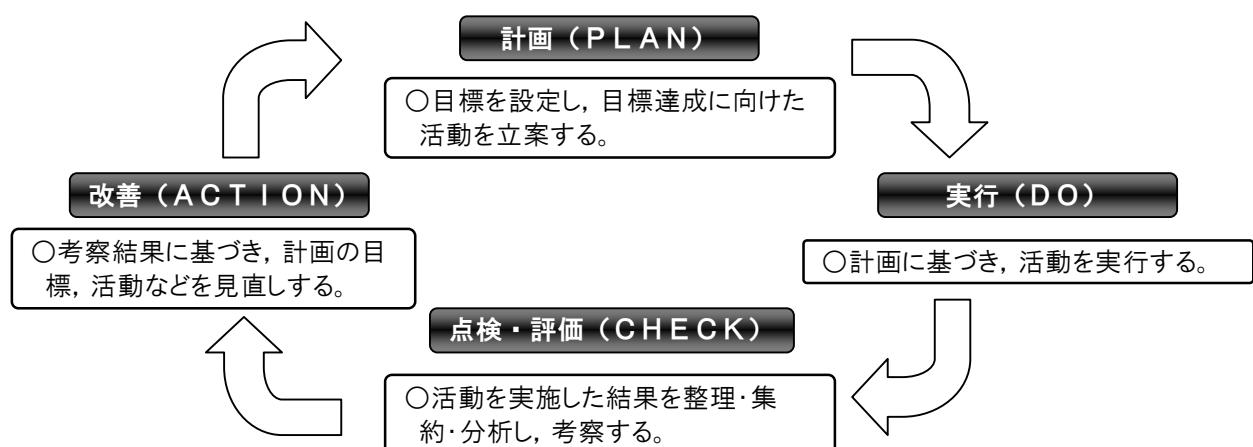
3 職員の理解促進

男女共同参画の推進に当たって、本市の職員が市民の模範的存在となるよう、率先して施策を推進していくことが求められます。全ての職員が男女共同参画の視点に立って執務にあたるとともに、男女共同参画に関する研修などの機会を通じて、職員の意識の醸成に努めます。

4 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（PLAN），実行（DO），点検・評価（CHECK），改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を、より一層強化し、常に改善を図ります。また、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行うとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

■参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ■



● 第5章 施策の展開 ●●●●

【基本目標1】男女が共に認め合う社会づくり

1 男女共同参画の理解促進と意識の浸透

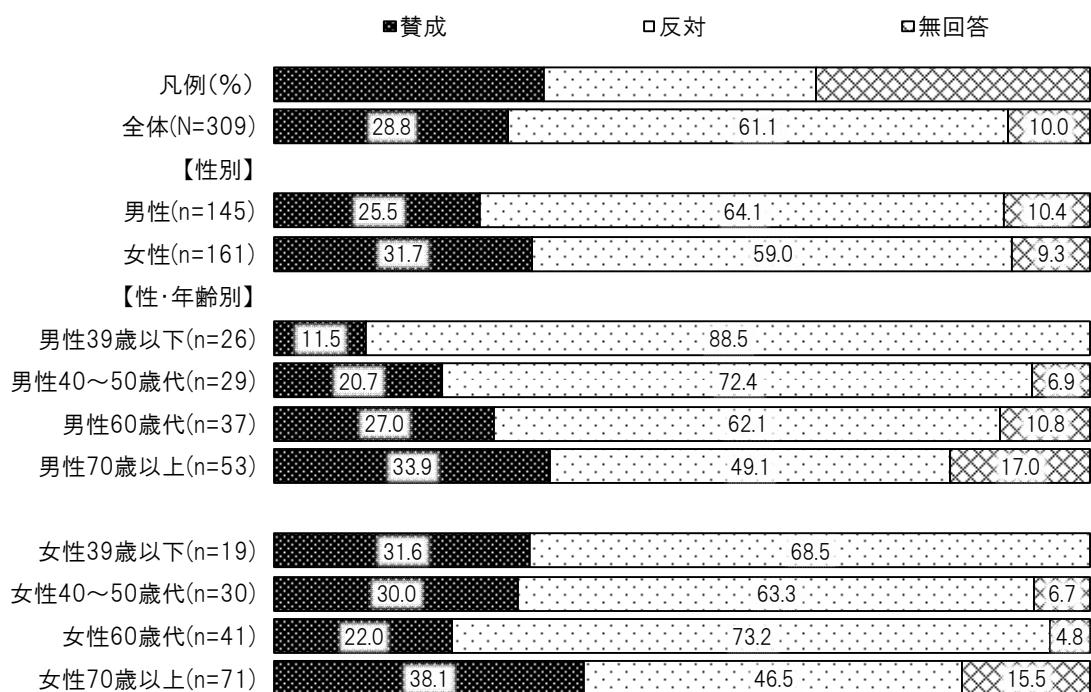
●現状と課題●

「男女共同参画」という言葉は、最近ではより多くの人に浸透しつつあります。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」は依然として根強く、個人の生き方やライフスタイルが多様化する現代の社会において、男女の個性や能力の発揮、選択の自由などを阻害する要因の一つとなっています。

男女がお互いに認め合い、自分らしく活躍するためには、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築が必要であるとともに、固定的な性別役割分担意識の払拭が必要です。

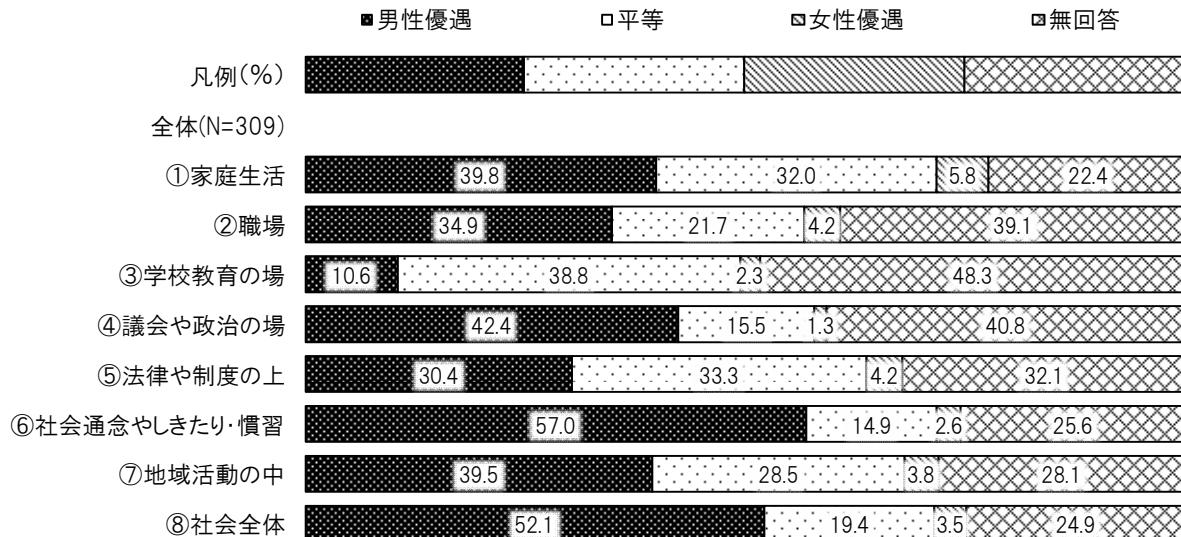
計画の策定に当たって、本市に居住する20歳以上の市民を対象として実施した「江田島市男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民アンケート調査」と表記）」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（男は仕事、女は家庭という考え方）」に反対の意向を示す回答は、全体の約6割を占めています。しかし、男性は女性に比べて、年齢が上がるほど逆に賛成を示す回答が増える傾向にあるなど、性別や年齢によって意識差がみられます。

【夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方について】

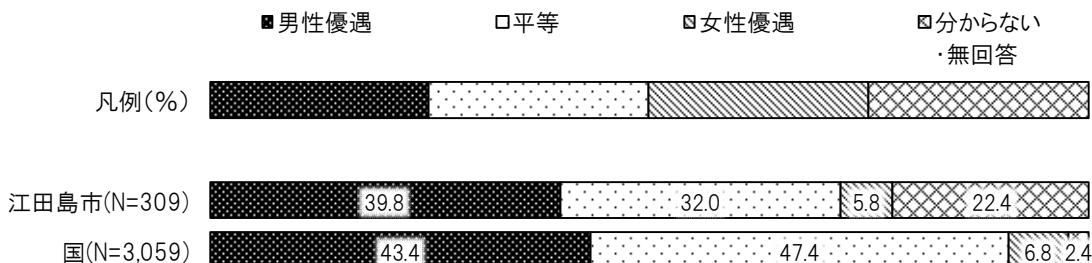


男女の地位の平等意識をみると、全ての分野において、男性優遇意識が女性優遇意識を上回っており、特に「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」「議会や政治の場」などで目立っています。

【男女の地位の平等意識】



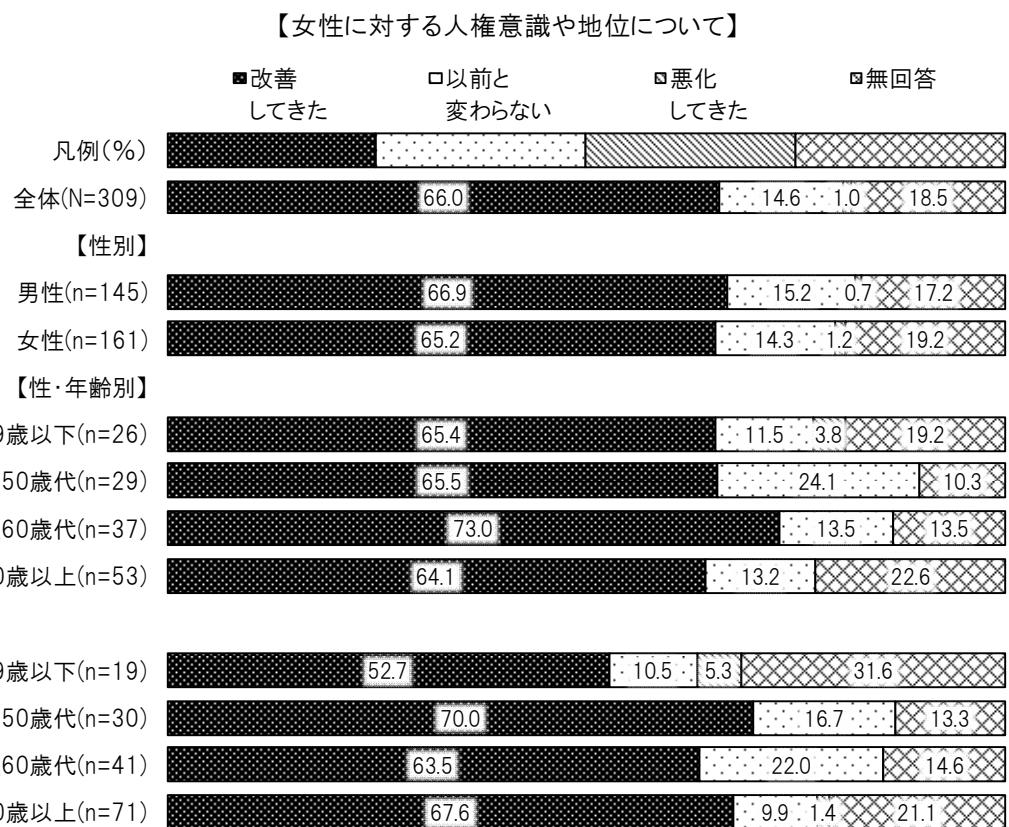
【家庭生活における男女の地位の平等意識(国との比較)】



注：国は「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 28(2016)年度内閣府実施)

内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 28 (2016) 年度実施)と比較すると、本市の特徴として家庭生活における男女の地位の平等感が、国の 47.4%に対して、本市では 32.0%と格差が生じています。

また、女性に対する人権意識や地位について、10 年前と比較して、7割近くが「改善してきた」と回答しているものの、全体平均に比べ男性の 40~50 歳代や女性の 60 歳以上の年齢層において「以前と変わらない」との回答が多く、さらに女性 39 歳以下では「改善してきた」という意識が、他の年齢層に比べ相対的に低いなど、性別や年齢によって差がみられます。



●施策の方向●

誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深め、固定的な性別役割分担意識が残る社会制度や慣行を見直すことができるよう、様々な媒体や機会を活用して広報・啓発活動を推進します。

施策名	取組内容	主な担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「男は仕事、女は家庭」といった慣習などにおける固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、広報・啓発活動を充実します。 誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深めることができるよう、広報紙や市ホームページ等様々な媒体や機会を活用して、広報・啓発活動及び各種情報の発信を行います。 	人権推進課 各市民センター・支所 総務課
男女共同参画に関する講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 市民や企業、各種団体等を対象に、男女共同参画に関する基本的な知識や、考え方などを身に付けるための講演会や講座、女性問題啓発イベント等を実施します。 	人権推進課 生涯学習課
男女共同参画の視点に立った表現の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市刊行物等を作成する際は、男女共同参画の視点に立った文章等の表現に配慮します。 人権意識を高めるための研修を充実します。 	総務課

施策名	取組内容	主な担当課
関係資料の収集と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する情報を収集し、図書館等の情報コーナーでの普及をはじめ、広報紙や市ホームページ等を通じて広く市民に情報提供します。 ●市民や事業所における男女共同参画に関する実態や意識等について、アンケート調査を行うなど、基礎的な資料収集と情報公開に努めます。 	人権推進課 総務課 教育委員会

2 男女の意識の変革による男女共同参画の促進

●現状と課題●

前述の「1 男女共同参画の理解促進と意識の浸透」からも理解できるように、「男は仕事、女は家庭」といった「固定的な性別役割分担意識」は依然として根強くあります。男女の生き方やライフスタイル、能力の発揮、選択の自由等、「固定的な性別役割分担意識」を払拭しきれていないことが、男女の可能性を発揮できない要因の一つとなっている場合もあります。

●施策の方向性●

男女が共に意識改革を行っていくことが重要であり、「固定的な性別役割分担意識」を払拭していくために、「気付き」「学び」そして「実践」へとつなげていく研修等を推進します。

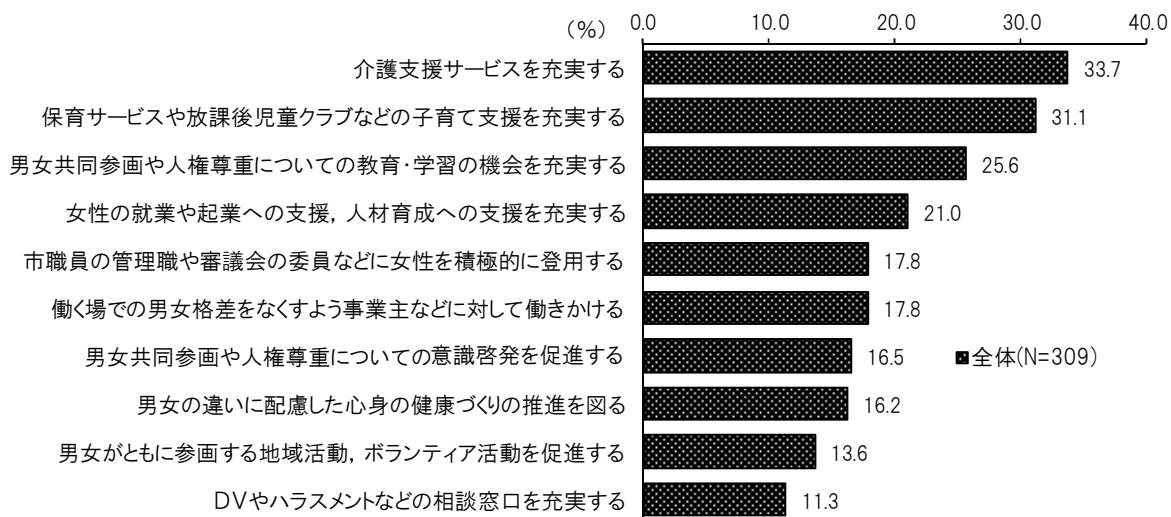
施策名	取組内容	主な担当課
男女の意識改革の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画における「男は仕事、女は家庭」という意識を払拭し、「気付き」を促すための講座やセミナーを実施します。 ●「気付き」から日常の「学び」への移行を促すための啓発に努めます。 ●「学び」の中から、男女共同参画について「実践」することで、男女の意識の変革を促進します。 	人権推進課 生涯教育課 関係各課

3 学びの場における男女共同参画の推進

●現状と課題●

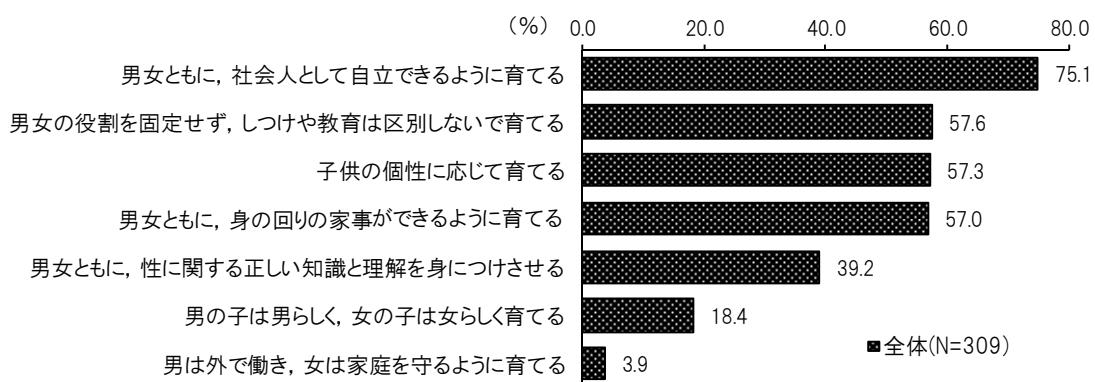
市民アンケート調査では、男女共同参画の推進に必要と思う施策については、介護支援や子育て支援に続いて、男女共同参画や人権尊重についての教育や学習機会の充実が求められています。

【男女共同参画の推進に必要と思う施策(上位項目抜粋)】



また、子育てについての意識をみると「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」という考え方方が最も多く、次いで「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」といった回答が多くなっています。

【子育てについての意識】



注: 図表においては「その他」や「無回答」を省略している場合があります(以下同じ)。

男女が共に、その個性や能力を發揮し自分らしく活躍するためには、その基礎となる教育や学習の場における意識の醸成が重要です。次代を担う子供に対して、その発達段階に応じて、人権尊重や男女共同参画への理解を促進する必要があるとともに、社会教育や生涯学習の場など、あらゆる「学びの場」における継続的な学習機会の提供が必要です。

●施策の方向●

次代を担う子供が、男女平等の視点に立ち、個性と能力を発揮して育つよう、教育の場において人権や男女共同参画教育の理解を促進するとともに、将来を見据えた自己形成ができるような教育を推進します。

家庭、地域、職場など社会のあらゆる場において、人権や男女共同参画に関する基本的な知識の学習や、考え方を理解し身に付けるための講演会や講座など、多様な教育・学習機会の充実に努めます。

施策名	取組内容	主な担当課
男女共同参画教育の視点に立った学校教育の推進	●男女がお互いに認め合い、協力して男女共同参画教育を推進できるよう、男女が共にその個性に応じて能力を高め、生活力を身に付け、多様な生き方を選択していくための学習機会の充実を図ります。	学校教育課
キャリア教育の充実	●子供が主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、男女共同参画教育の視点に立ち、計画的・組織的に展開するキャリア教育の充実に努めます。	学校教育課
男女共同参画を推進する学習機会の充実	●男女共同参画推進に係る講演会や講座など、主体的に学習することができる場を通じて、市民の学習機会の充実に努めます。 ●公民館事業や隣保館事業の講座やセミナーなど、男女共同参画を推進する学習機会の充実を促進します。	人権推進課 生涯学習課
担い手となる人材の育成	●関係機関と連携し、男女共同参画に関する市民の学習の支援や、啓発活動の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。	人権推進課 総務課

【基本目標2】男女が共に活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

4 社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画促進

●現状と課題●

男女が共に社会のあらゆる分野に参画できる環境を作るためには、政策や方針の企画・立案の過程で、男女それぞれの考え方を反映することが重要です。審議会等への女性委員の登用促進をはじめ、市政や地域課題解決の場などへの女性の積極的な参画を促進することが必要です。

平成29(2017)年4月現在、本市における審議会等の委員総数491人のうち、女性委員は115人(委員総数に占める女性の割合23.4%)と、およそ4人に1人程度の割合となっています。5年前の平成24(2012)年4月現在の17.5%から、やや増加していますが、引き続き、女性の登用促進に努める必要があります。

【本市の審議会等における女性委員の割合】

単位(人、%)	行政委員会委員数 ^{※1}			審議会等委員数 ^{※2}		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
平成24(2012)年4月現在	40	7	17.5%	429	75	17.5%
平成29(2017)年4月現在	38	6	15.8%	491	115	23.4%

※1 地方自治法第180条の5に基づくもの

※2 地方自治法第202条の3に基づくもの

資料：府内資料

本市職員の管理職総数に占める女性管理職の割合については、平成29(2017)年4月現在16.7%(一般行政職では10.8%)となっています。

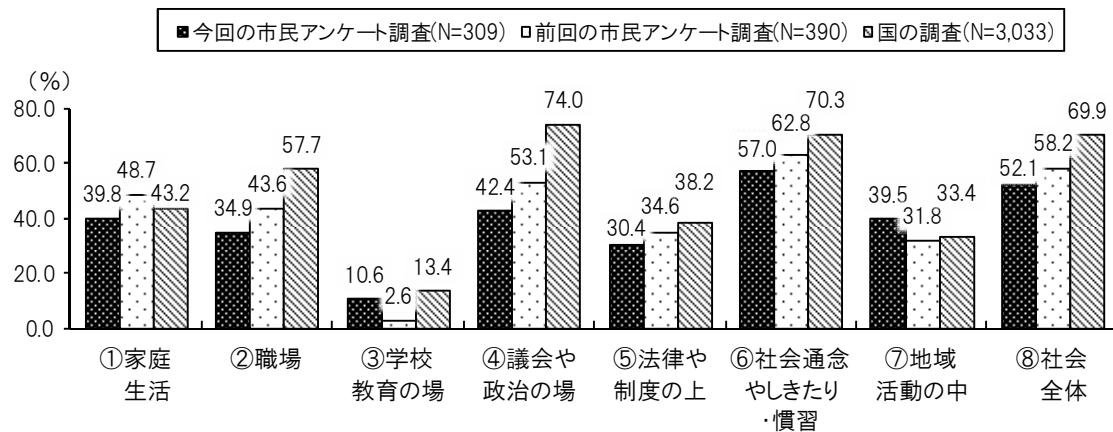
【本市職員の女性管理職の割合】

	管理職総数	うち一般行政職				
		うち女性	女性割合	うち一般行政職		
				管理職 総数	うち女性	女性割合
平成24(2012)年4月現在	47	3	6.4%	41	3	7.3%
平成29(2017)年4月現在	54	9	16.7%	37	4	10.8%

資料：府内資料

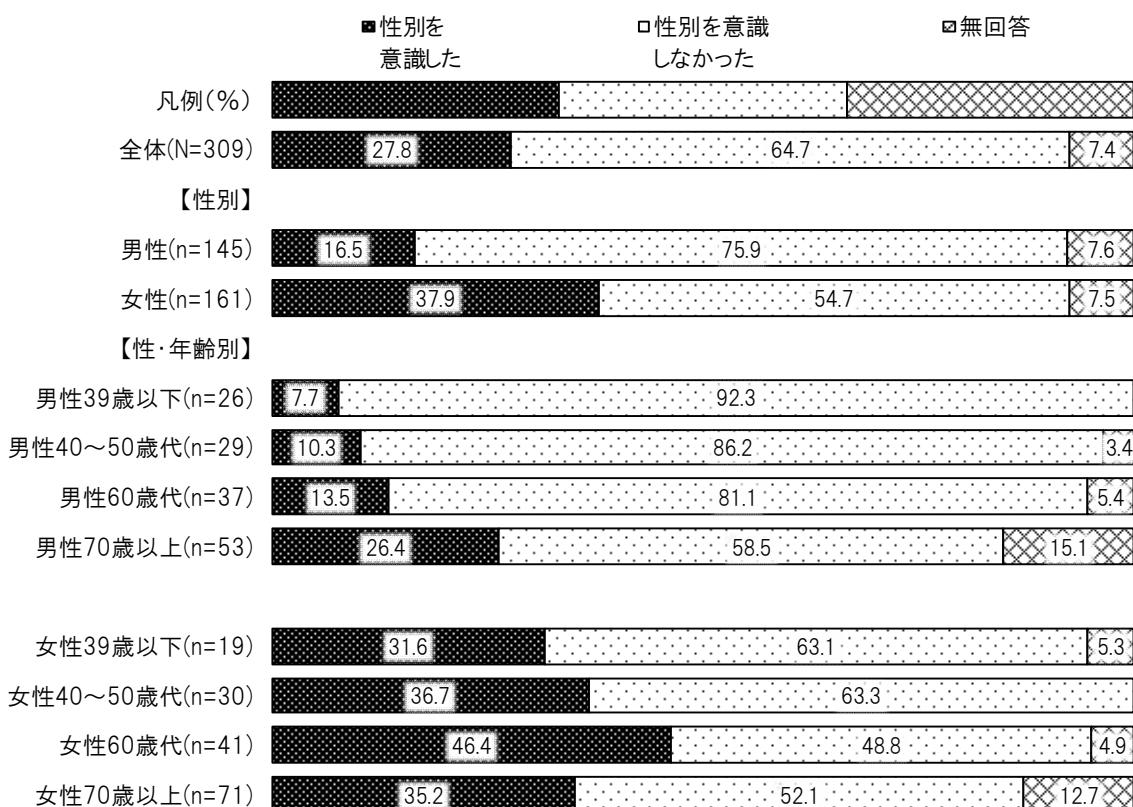
市民アンケート調査では、「議会や政治の場」における男性優遇意識は、前回調査や国の調査の割合を下回っているものの、男性優遇意識を感じる人は、「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」に次いで多くなっています。

【男性優遇意識の割合(前回調査・国との比較)】



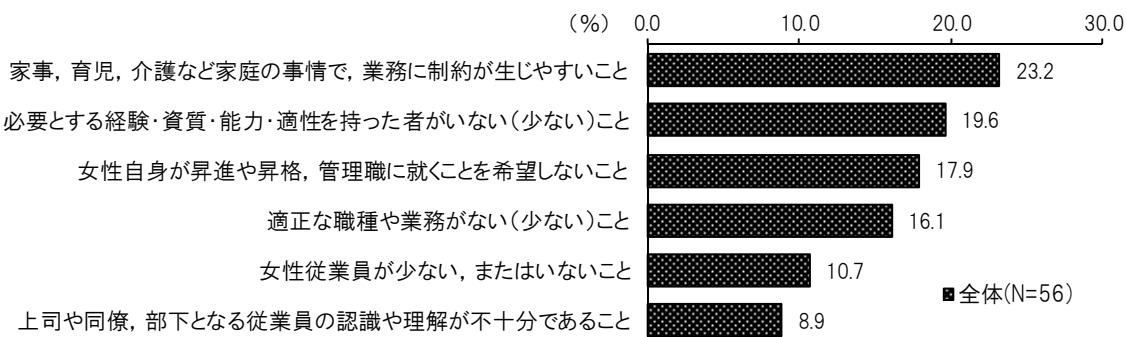
また、進路や職業選択時に性別を意識した人は、男性よりも女性に多く、年齢が上がるほど意識した人が増える傾向にあります。逆に、若い年齢層では性別を意識した人は少ないなど、性別や年齢によって差がみられます。

【進路や職業選択時の性別意識】



市内の事業所を対象として実施した、「江田島市男女共同参画に関する事業所アンケート調査（以下「事業所アンケート調査」と表記）」では、女性の管理職への登用や人材活用における問題点として、「家事、育児、介護など家庭の事情で、業務に制約が生じやすいこと」が多く回答されています。

【女性の管理職への登用や人材活用における問題点（上位項目抜粋）】



●施策の方向●

審議会や各種委員会委員など、政策や方針決定過程の場に、女性の積極的な登用を促進するとともに、事業所等に対して政策や方針決定過程の場への女性の参画拡大を働きかけます。

施策名	取組内容	主な担当課
政策や方針決定過程の場への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市の政策や方針決定過程の場である審議会や委員会、附属機関等への女性委員の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。 ●審議会等委員の女性の参画を促進するため、各種団体の女性リーダーなど、人材の把握に努めます。 	人権推進課 関係各課 ^注
事業決定過程への市民の参画機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●事業検討の様々な段階で、市民の参画機会を確保するため、広報モニター、市民意見の募集、聴取等に努めます。 ●市政に対する市民の意見を把握するため、市民アンケート調査や市民ワークショップ、パブリックコメント等を必要に応じて実施します。 	総務課 関係各課 ^注
職業能力向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の各種職業能力向上に関連する情報を収集し、関係機関と連携し、事業所等に対する広報・啓発活動を行い、理解促進と協力の働きかけに努めます。 	人権推進課 関係各課 ^注

注：多数の庁内部署が関わる取組の場合「関係各課」という表記としています（以下同様）。

施策名	取組内容	主な担当課
男女平等の就労意識の啓発	●男女雇用機会均等法や労働基準法などの関連情報の提供、様々な行事や講演会での男女平等の就労意識の啓発など、働き続けやすい就業環境づくりを目指します。	人権推進課 関係各課
起業への支援	●生活体験や地域活動を生かしたビジネス、農林漁業等を活用した直売、加工等の起業及び経営の支援を行い、地域特性を生かした多様な働く場の創出に努めるとともに、情報や交流の場を提供し、新たな起業機会の拡大に努めます。 ●新規創業を目指し、江田島市商工会が実施する「創業塾」の受講者を対象とした「江田島市起業支援事業補助金制度」等を活用し、起業への支援を図ります。	産業企画課

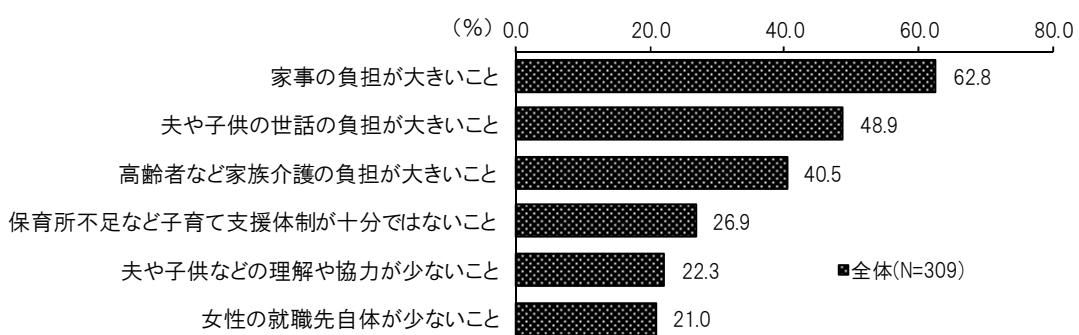
5 職場における男女共同参画の推進

●現状と課題●

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの整備により、以前に比べて就労の場における環境は改善をみせていますが、仕事と家事・育児・介護との両立は、特に女性にとっては依然として大きな負担となっています。

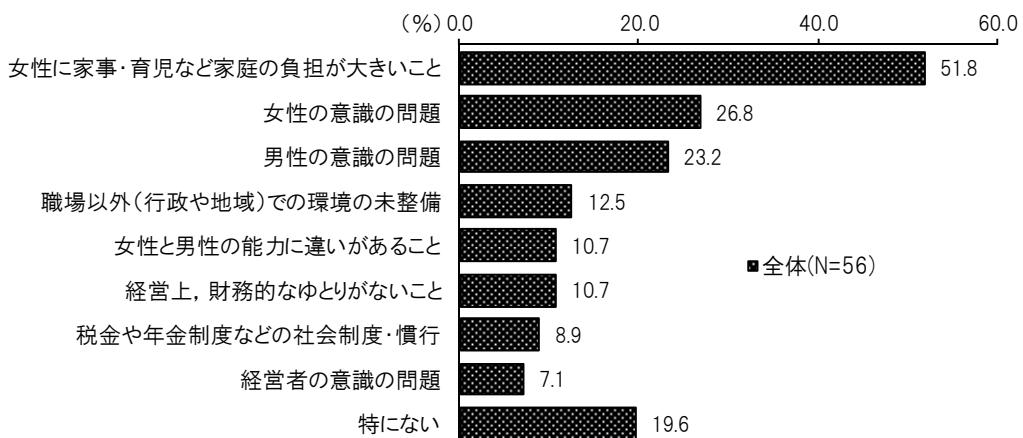
市民アンケート調査では、女性が働く上で支障となることとして、「家事の負担が大きいこと」「夫や子供の世話の負担が大きいこと」「高齢者など家族介護の負担が大きいこと」などが上位を占めています。

【女性が働く上で支障となること(上位項目抜粋)】



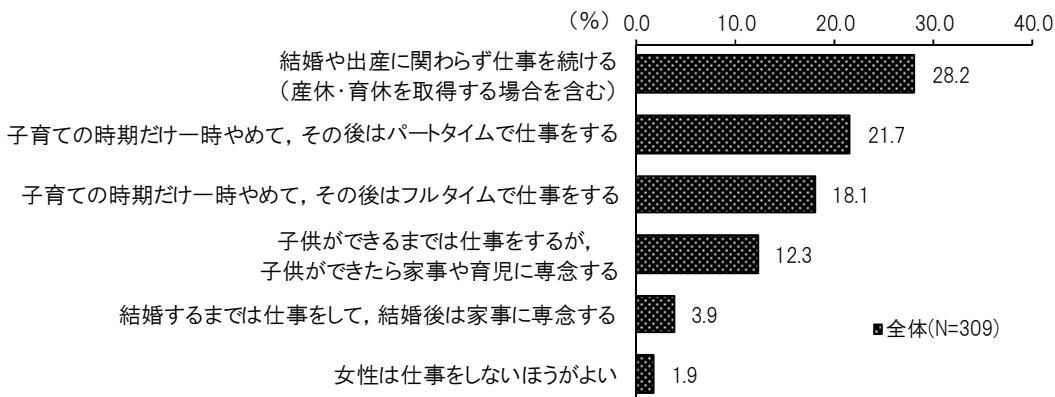
事業所アンケート調査においても、職場で男女共同参画を困難にしている要因として、「女性に家事・育児など家庭の負担が大きいこと」が最も多く回答されています。

【職場で男女共同参画を困難にしている要因】



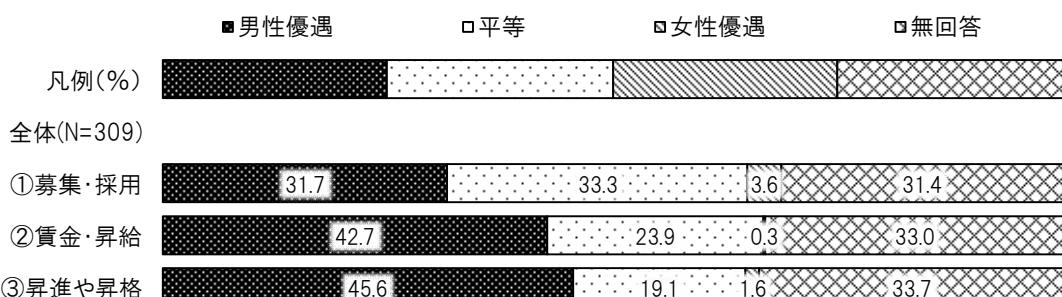
また、市民アンケート調査では、女性の望ましい働き方として「結婚や出産に関わらず仕事を続ける（産休・育休を取得する場合を含む）」とする考え方方が最も多く、次いで「子育ての時期だけ一時やめて、その後は（パートやフルタイムで）仕事を続ける」など、継続的な就労ニーズがうかがえます。

【女性の望ましい働き方】



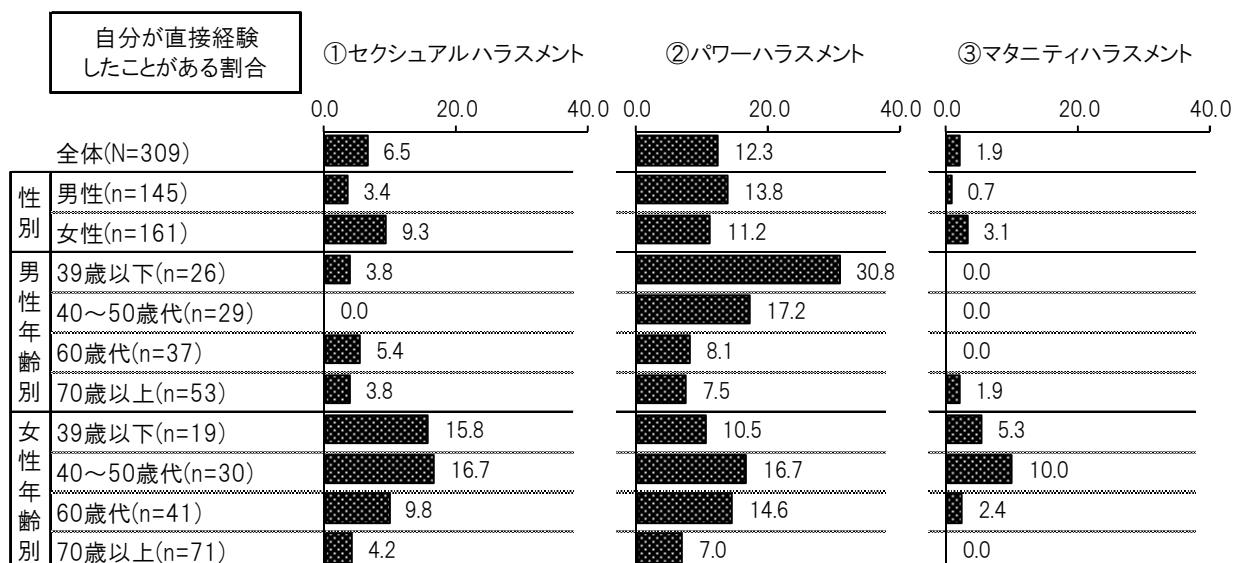
職場における男女の扱いについては「昇進や昇格」で、「男性優遇」意識が「平等」意識を大きく上回っています。

【職場における男女の扱いについて】



また、職場環境の問題点として、市民アンケートにおいてセクシュアルハラスメントを直接経験した割合をみると、女性の40～50歳代で最も多くなっています。パワーハラスメントを直接経験した人は男性の39歳以下で最も多く、マタニティハラスメントの経験については、女性40～50歳代において他の年齢層を上回っています。

【セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントを直接経験した割合】



一方、農林水産業や商工業等の場では、女性は生産・経営活動において重要な役割を果たしているにも関わらず、家族経営が多いことや、労働時間や休日等が不明確になりがちであることなどから、後継者の確保に苦慮する場合等が少なくありません。

市民アンケート調査では、女性の望ましい働き方について、農林水産・自営の家族従事者や商工サービス・自由業では「子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする」の回答が他の職業を上回っており、いわゆる「M字型」の雇用形態も多い職業の一つとなっています。

【女性の望ましい働き方】

	含育仕結 む休事婚 こをや 取続出 得け産 するに るへ閑 場産わ 合休ら を・ず	トや子 タめ育 いてて ム、の でそ時 仕の期 事後だ をはけ すパー る！時	タや子 イめ育 ムで、 の仕そ時 事の期 事を後だ すはけ るフー ル時	念き事子 すたを供 るらすが 家るで 事がき や、る 育子ま 児供で にがは 専で仕	専し結 念て婚 す，す る結る 婚ま 後では は家仕 事事 にを	う女 が性 よは い仕 事を しな いほ
全体(N=309)	28.2	21.7	18.1	12.3	3.9	1.9

【職業別】

農林水産業(n=9)	11.1	0.0	0.0	44.4	0.0	0.0
商工サービス・自由業(n=20)	15.0	50.0	10.0	15.0	0.0	0.0
会社員(n=40)	25.0	22.5	17.5	12.5	12.5	0.0
公務員・団体職員(n=28)	64.3	0.0	25.0	7.1	0.0	0.0
パート・アルバイト(n=24)	33.3	29.2	16.7	8.3	4.2	4.2
家事専業(n=52)	23.1	26.9	25.0	9.6	1.9	1.9
無職(n=119)	26.9	21.8	15.1	11.8	4.2	3.4
学生・その他(n=9)	22.2	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
農林水産・自営の家族従事者(n=7)	14.3	42.9	14.3	28.6	0.0	0.0

注1:表中の「網掛け」は、各クロス集計(上表では職業別)において最も高い割合を示しています。

注2:「農林水産業」「学生・その他」「農林水産・自営の家族従事者」については、件数(n=)が少ないため、参考値として参照。

このような現状を踏まえ、女性の起業や就業の継続など、幅広い分野で柔軟な働き方が可能となるよう、様々な学習機会や相談体制を充実することや、出産・子育て等で一旦仕事を中断した女性も再就業に向けてチャレンジできる支援が必要です。また、男女の均等な待遇の確保など事業所等への働きかけはもとより、意識の改革促進も必要です。

●施策の方向●

職場において、男女がそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、関係機関と連携して事業所等への理解と協力の働きかけに努めます。

施策名	取組内容	主な担当課
事業所等への啓発の推進	●男女雇用機会均等法や労働基準法などの法制度や、女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を収集し、関係各課及びハローワーク等との連携により、市内事業所等に対する意識啓発に努め、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。	人権推進課 産業企画課
働いている女性への支援の充実	●雇用に関する相談機会の提供等により、働いている女性への支援の充実を図るとともに、希望に応じてカウンセリング窓口の設置に取り組みます。	人権推進課 関係各課
男女共同参画に関する研修の支援	●職場における男女共同参画を促進するため、職場の現状と問題点に対応した男女共同参画の研修等に関する資料を収集、提供し、事業所における研修等の支援に努めます。	人権推進課 関係各課
女性の再就職等への支援	●関係各課及びハローワーク、マザーズハローワーク等との連携により、女性の再就職等に関する相談窓口の整備や職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。 ●市内に開設した「無料職業紹介所」において、求人情報を提供できる環境整備に努めます。 ●児童扶養手当現況届の案内を送付する際、ハローワークのシングルマザー向け相談会のチラシを同封するなど、各種支援制度の周知に努めます。	産業企画課 子育て支援センター
多様な働き方に対する支援	●パートタイム、派遣労働、テレワークなどの在宅での労働、家内労働等、多様な働き方が円滑に行われるよう、相談機関の紹介を行います。	産業企画課
自営業を営む女性の地位及び能力の向上の支援	●自営業を営む女性の地位及び能力の向上を図るため、商工会・JA・漁協・関係機関等と連携し、各種研修や講習等、多様な情報や学習機会の提供に努めます。	人権推進課 産業企画課 農林水産課

施策名	取組内容	主な担当課
自営業を営む女性のネットワークづくり	●自営業を営む女性のネットワークづくりを促進し、情報交換等を通じて、事業の活性化を促進します。	人権推進課 産業企画課
各種ハラスメント防止対策の推進	●各種ハラスメントによる被害を未然に防止するために、広報紙や市ホームページ等による告知、チラシやパンフレットの配布、DVDの貸出し、講演会の開催などを通じて啓発に努めます。 ●行政職員及び学校等における、各種ハラスメント防止対策をテーマとした研修等への参加や、相談窓口などの設置を通じて啓発に努めます。	人権推進課 総務課 学校教育課
相談体制の充実	●就労に関する情報の提供に努めるとともに、関係機関と連携し、労働相談体制の充実を図ります。また、労働トラブルが生じた場合の相談窓口を紹介します。 ●各市民センター・支所窓口において、ハローワークの情報提供を行います。	人権推進課 関係各課

6 仕事と家庭が両立できる社会環境づくり

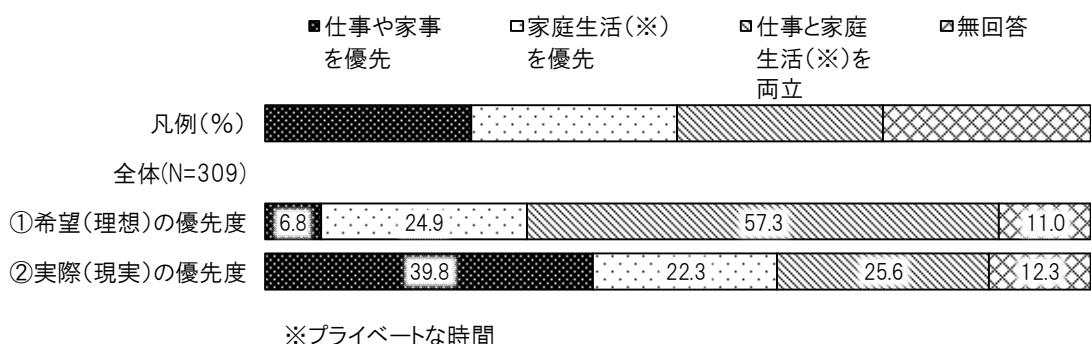
●現状と課題●

男女が共に社会の様々な活動に参画するためには、「固定的な性別役割分担意識」を払拭し、仕事と家庭生活を両立させ、誰もが活躍できる環境づくりが必要です。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進は、長時間労働を前提とする従来の働き方を見直すことによって、女性の雇用環境の改善をはじめ、企業にとって生産性の向上や優秀な人材の確保にも役立ち、経済社会の持続可能な発展につながるもので

す。市民アンケート調査では、日常生活の理想と現実についてみると、希望（理想）の優先度は、「仕事と家庭生活を両立」が最も多くなっていますが、実際（現実）の優先度をみると、「仕事や家事を優先」が最も多く、理想と現実に大きなギャップがうかがえます。

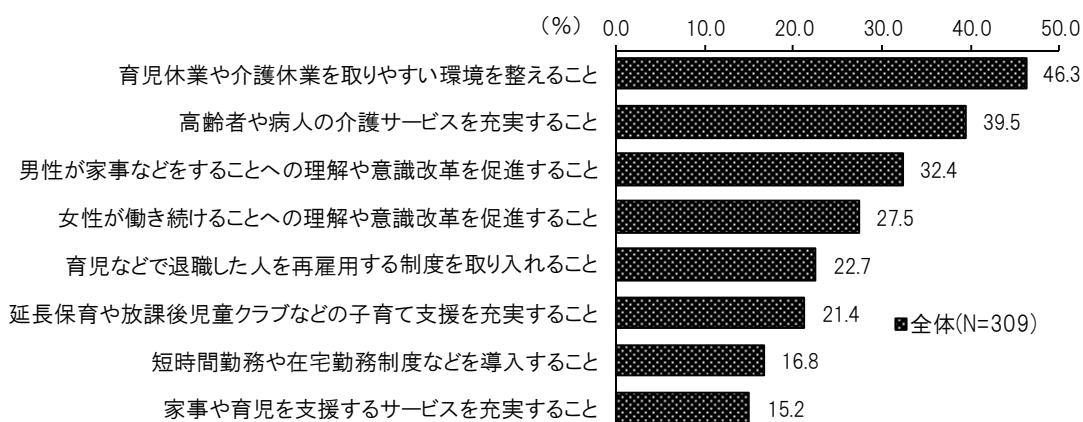
【日常生活の理想と現実について】



一方、育児休業や介護休業を取得したことがある人は、数パーセント程度にとどまっており、事業所アンケートにおいても、育児・介護休業取得者は少ない現状です。

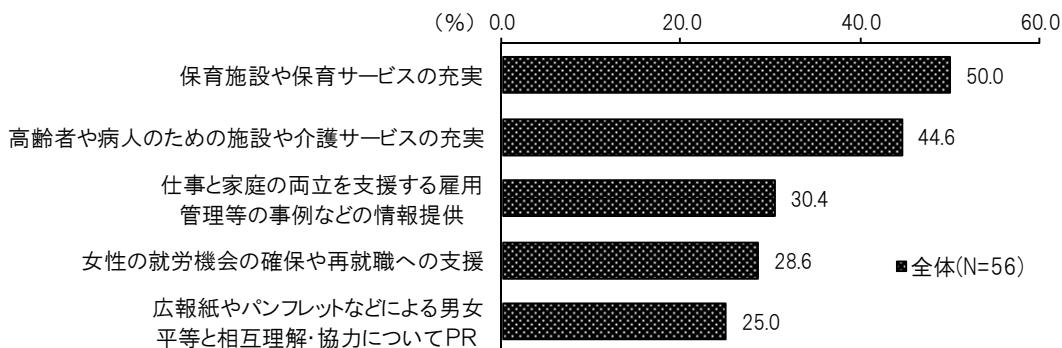
また、仕事と家庭の両立に必要と思うことについては、「育児休業や介護休業を取りやすい環境を整えること」を筆頭に、「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」「男性が家事などをすることへの理解や意識改革を促進すること」「女性が働き続けることへの理解や意識改革を促進すること」などが求められています。

【仕事と家庭の両立に必要と思うこと(上位項目抜粋)】



事業所アンケート調査結果においても、男女共同参画を推進するために必要な施策として、「保育施設や保育サービスの充実」「高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実」が上位となっています。

【男女共同参画を推進するために必要な施策(上位項目抜粋)】



「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて、男性の家事・育児・介護への参加促進、そのための「固定的な性別役割分担意識」の払拭に向けた取組が必要です。

また、男女共に安心して仕事ができるよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援や介護支援等の充実が求められます。

●施策の方向●

男女が共に、家庭生活や地域活動などに参加できるよう、子育て支援や介護保険サービスの充実を図ります。事業所などに対する働き方の見直しをはじめ、育児休業、介護休業などの各種制度の利用促進に努めます。

施策名	取組内容	主な担当課
育児休業制度・介護休業制度の普及・啓発	●育児休業制度・介護休業制度の普及を図るよう、企業等に働きかけるとともに、就業者の制度の活用について広報等を通じて啓発します。	人権推進課 産業企画課 総務課
男性の家事・育児等への参加促進	●男性の家事・育児・介護への参加を促進・支援するため、男性の生活自立や子育てを支援する学習機会を提供するとともに、学習内容の充実を図ります。 ●各種講座・研修会等を通じて、男性の家事・育児・介護の参加に向けた啓発に努めます。	生涯学習課 保健医療課
家庭教育・子育て支援の充実	●地域社会全体で子育て支援に取り組むことができるよう、家庭教育・幼児教育についての講座開催等の学習機会の充実を図ります。	子育て支援センター 生涯学習課

施策名	取組内容	主な担当課
多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な保育ニーズへの対応を図るため、通常保育の内容や体制の充実に加え、特別保育事業（延長保育）や一時保育（預かり）事業など、保育サービスの充実を図ります。 ●事業の実施に当たっては、「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子育て支援を総合的・計画的に取組を推進します。 	子育て支援センター
(仮) 子育て世代包括支援センター事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する悩みの相談をはじめ、地域における総合的な子育て支援を行う拠点として「(仮) 子育て世代包括支援センター」の設置を検討し、様々な活動を推進するとともに、地域における子育て支援ネットワークの構築に取り組みます。 	子育て支援センター
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が扈間、仕事等で家庭にいない小学校の児童を対象に、学校等を利用して放課後や夏休み等の長期休業中、適切な遊びや学習、生活の場を提供して、児童の健全育成を図ります。 	生涯学習課
高齢者福祉・介護保険サービス事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「江田島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、高齢者福祉や介護保険に関する様々な支援サービスを提供します。 	高齢介護課

7 地域社会における男女共同参画の推進

●現状と課題●

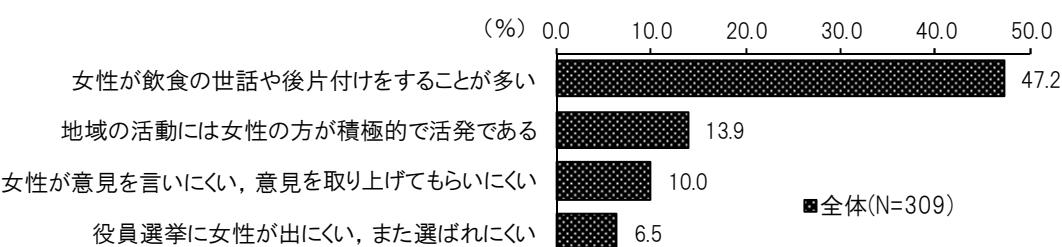
少子高齢化の進行をはじめ、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等、様々な環境の変化が生じている現代の社会において、性別や年齢に関わらず、誰もが地域活動の活性化に向けた役割を担っていく必要があります。

「江田島市地域福祉計画」においては、これからの中高齢化社会を、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくために、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって住民相互の支え合い、助け合い活動が活発に展開されることを目指し、福祉のまちづくりを推進しているところです。

加えて、近年では、外国人在住者が700人を超える状況であり、市民の一員である外国人在住者の、異なる文化、習慣、宗教、価値観、生活様式等を尊重しながら、共に市内で暮らしていくために、新たな福祉のまちづくりの推進が課題となっており、「多文化共生社会」の実現が求められています。

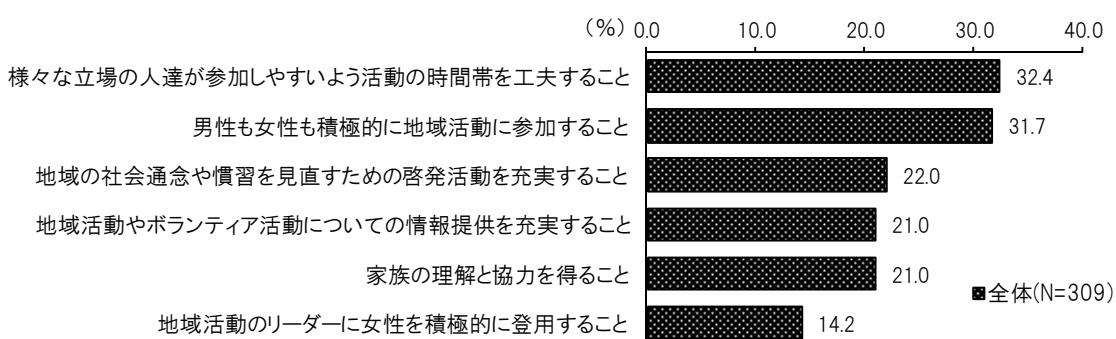
また、市民アンケート調査では、男女の地位の平等意識について、地域活動の中においては、およそ4人に1人が「平等になっている」と回答していますが（資料前掲）、地域活動における男女間格差の現状については、「女性が飲食の世話や後片付けをすることが多い」が突出しています。

【地域活動における男女間格差の現状(上位項目抜粋)】



地域社会で男女共同参画推進に必要と思うことについては、「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」が最多く、次いで「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」が続いている。

【地域社会で男女共同参画推進に必要と思うこと(上位項目抜粋)】



家庭とともに最も身近な暮らしの場である地域社会においても、男女共同参画の推進は重要です。地域社会で男女共同参画を進めるためには、様々な立場の人達が参加しやすいよう活動時間帯を見直すなどの工夫も必要です。

地域活動の活性化を図り、地域全体で女性の立場を見直し、女性の視点からみたアイデアや企画力の活用など、多様な視点で男女がともに積極的に参加できる地域づくりが必要です。

●施策の方向●

男女が共に参加しやすい地域活動への支援をはじめ、男女共同参画の視点に立った地域活動を促進します。

施策名	取組内容	主な担当課
男女共同参画を推進する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none">●男女共同参画推進に係る講演会や講座など、主体的に学習することができる場を通じて、市民の学習機会の充実に努めます。●隣保館事業の講座やセミナーなど、男女共同参画を推進する学習機会の充実を促進します。	人権推進課 生涯学習課
地域団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none">●地域活動における男女共同参画について、先進的な事例を収集、提供し、男女共同参画に関する地域団体の取組を支援します。●様々な地域活動を行う女性団体等に対して、参加しやすい時間帯の工夫などを呼びかけます。	人権推進課 生涯学習課
地域における女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none">●地域における女性リーダーの育成を図るため、各種講演会・研修等への参加を促進するとともに、女性を対象とした学習機会の充実に努めます。	人権推進課 生涯学習課
地域活動への参画の促進	<ul style="list-style-type: none">●女性団体・グループ・サークル等の地域での活動を支援するため、各種情報の提供や相談支援を行うとともに、団体等の交流を促進します。●性別や年齢、職業に関わらず、様々な地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	人権推進課 交流促進課 生涯学習課

施策名	取組内容	主な担当課
国際感覚の育成と「多文化共生」の地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の国際感覚の育成を図るため、外国の生活・習慣・文化等を学ぶ機会の提供や、市内在住外国人との意見交換会の開催等に努めます。 ●小・中学生の英語の学習等を通して、コミュニケーション能力の育成など、国際社会を生きる人材として必要な、スキルの向上に努めます。 ●男女平等に関する国際的な取組等についての理解を促進するため、関係部署と連携し、関連情報の収集と提供に努めます。 ●外国人市民が、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう、多文化共生相談員による支援を行います。 ●外国人市民が日本人市民と積極的に交流できるよう、イベントを開催するとともに、語学ボランティアを育成し、日本語教室を実施します。 	人権推進課 各関係課

【基本目標3】誰もが安心して暮らせるまちづくり

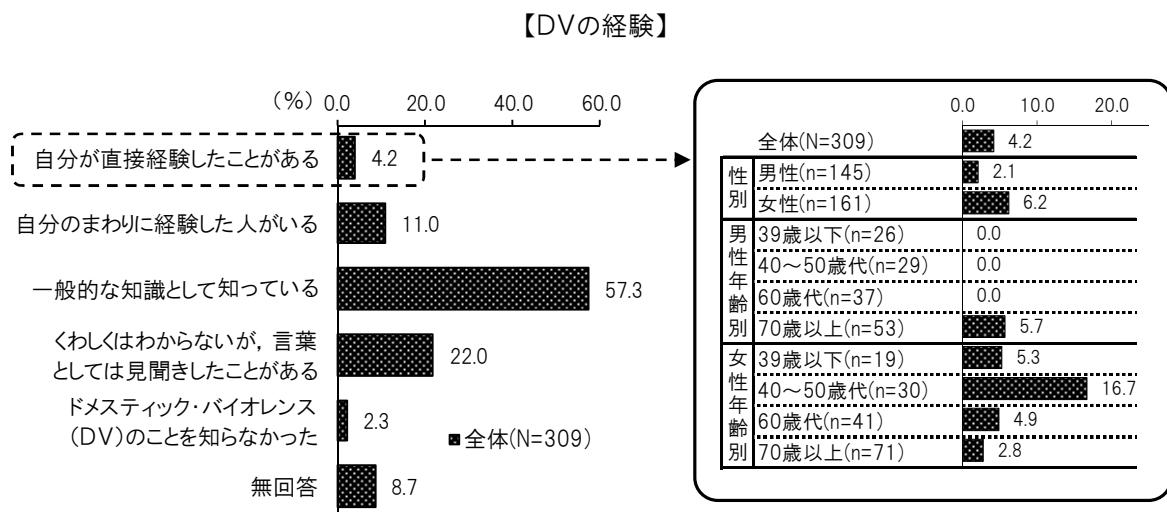
8 あらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）

●現状と課題●

配偶者やパートナーからの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と表記）をはじめ、インターネットやスマートフォン等の普及による精神的な暴力等、新たな形の暴力が社会問題化しています。最近は、被害者は女性だけでなく男性にもみられ、子供や高齢者等、社会的弱者に対する虐待等も暴力であると言えます。

このような行為は人権の侵害であり、あらゆる暴力の根絶は社会的にも大きな課題となっています。

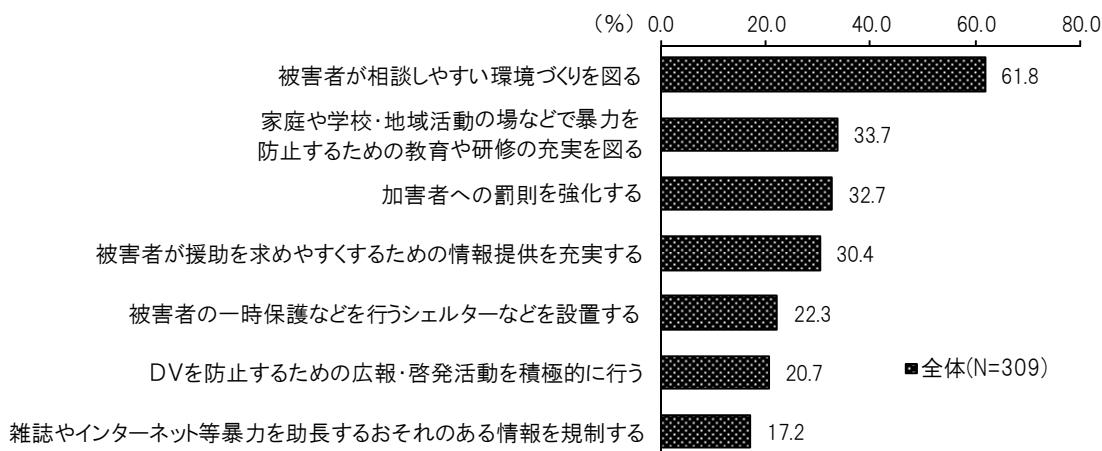
市民アンケート調査では、DVの経験について、女性40～50歳代で「自分が直接経験したことがある」「自分のまわりに経験した人がいる」への回答が他の年齢層を大きく上回っています。



DV経験者の相談状況については、およそ3人に1人が「だれにも相談しなかった」と回答しており、相談しなかった理由については、「相談しても無駄だと思ったから」をはじめ、「相談するほどのことではないと思ったから」「相談したことがわかると、仕返しや、もっとひどいことをされると思ったから」という回答が多くみられます。

今後、DVを防ぐために必要だと思うことについては、「被害者が相談しやすい環境づくりを図る」がおよそ6割と最も多く、次いで「家庭や学校・地域活動の場などで暴力を防止するための教育や研修の充実を図る」などが続きます。

【DVを防ぐために必要だと思うこと】



暴力の形態が多様化、複雑化している現状を踏まえ、様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実が必要です。

●施策の方向●

あらゆる暴力の根絶に向けて、様々な機会を生かした意識啓発を推進するとともに、講座の開催等を通じて、市民の理解を深める取組の推進に努めます。

施策名	取組内容	主な担当課
DV根絶の広報・啓発活動	●DV発生の予防及び根絶に向けて、広報紙や市ホームページ、チラシやパンフレットの配布、講座の開催等を通じて、啓発に努めます。	人権推進課 関係各課
ストーカー被害の防止	●特定の個人に対して執拗につきまとう行為（ストーカー）の防止について、広報紙や市ホームページ等による広報・啓発に努めます。	人権推進課 関係各課
虐待防止対策	●高齢者や障害者、子供等に対する虐待の早期発見・早期対応に向けた、虐待防止のネットワークづくりを進め、相談・支援体制の充実を図ります。	人権推進課 高齢介護課 社会福祉課 子育て支援センター

施策名	取組内容	主な担当課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者のプライバシーに配慮しながら、適切な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談窓口体制の充実に努めます。 ●関係各課、関係機関との連携により、利用可能な制度や手続きの支援を行います。 ●家庭相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。 ●TF（チームフレンド）制度を導入し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。 	人権推進課 関係各課
メディアにおける人権の尊重と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●様々なメディアから発信される情報を主体的に読み解き、隠された偏見や差別的な表現に気付き、自らの意見を発信できる能力（メディアリテラシー）の普及に向けて、情報の収集・発信に努めます。 	人権推進課 関係各課

9 生涯を通じた健康支援

●現状と課題●

男女がお互いに、自分や相手の身体についての理解を深め、思いやりを持ちながら健康に過ごしていくことは、男女共同参画を進める上でも重要なことです。

特に、女性の場合は男性に比べ、妊娠や出産、更年期等ライフステージごとに心身の状況や生活の変化が大きいだけでなく、働く女性が増え婚姻・出産年齢が上昇するなど、女性のライフスタイルが多様化していることから、健康づくりには十分に留意する必要があります。

市民アンケート調査では、男女共同参画の推進に必要だと思う施策として「男女の違いに配慮した心身の健康づくりの推進を図る」は一定程度支持されており（資料前掲）、子育てについての考え方をみると、約4割の人が「男女ともに性に関する正しい知識と理解を身につけさせる」と回答しています（資料前掲）。

また、母性保護の重要性について、さらに意識啓発を進めるとともに、妊婦から乳幼児まで、一貫した母子保健サービスの提供を図る必要があります。

男女が共に生涯にわたって心身の健康を保持するために、各種健診や疾病予防対策を充実させるとともに、相談体制の強化に取り組むことが重要です。

若年層の人工妊娠中絶や性感染症なども、女性の健康と権利を脅かす大きな問題であり、女性のライフステージに応じた、心と体の健康づくりを総合的に支援していく取組が必要です。

●施策の方向●

本市では「健康江田島21計画」に基づき、全ての市民を対象とした健康づくりへの支援を計画的に推進しています。引き続き、性別やライフステージに応じた市民の健康づくりを充実していくとともに、母子保健や母性保護などにも配慮した取組を推進します。

施策名	取組内容	主な担当課
生涯を通じた健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none">●女性の身体の特性を踏まえ、女性特有の病気や健康に関する問題について、相談・診療を受けやすい環境づくりに取り組むとともに、健康診査機会の拡充、更年期・高齢期の健康保持対策等、ライフステージに対応した健康づくりを推進します。●子宮頸がん、乳がん検診の受診クーポン券を交付し、受診の自己負担軽減を図るとともに受診の促進に努めます。●35歳～39歳の女性を対象に乳がん検診（超音波）を実施します。	保健医療課

施策名	取組内容	主な担当課
母性保護と母子保健医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産期における女性の健康の保持・増進を図るために、母子手帳の交付時などを利用し、母性保護についての情報提供や啓発に努めます。 ●安全な出産に向けての健康相談、健康教育の充実を図り、安心して出産や、子育てができるよう、周産期等における母子保健医療の充実を図ります。 	保健医療課
妊婦への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健診を受診する際の交通費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 ●交通費助成について、関係機関と連携を図るとともに、市民への周知に努めます。 	保健医療課
性や健康に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ●男女がお互いの性を正しく理解、尊重することができるよう、子供の発達段階に応じた性に関する教育の充実を図ります。 ●性に関する正しい知識の普及を図るため、青年や成人の男女に対して、性に関する正しい情報の提供や相談機会の確保に努めます。 ●性と生殖の重要性や、性感染症などに関する、正しい知識の普及・啓発及び情報の提供や学習の支援に努めます。 ●飲酒や喫煙に関する学習機会の充実を図るとともに、あらゆる機会を通じて啓発を推進します。 	学校教育課 保健医療課

10 誰もが安心できる福祉のまちづくり

●現状と課題●

生活の困窮や、障害者や外国人であること、女性であることなどを背景に、生活する上で複合的に困難な状況に置かれている人がいます。

国においては、高齢で介護が必要であっても、障害などがあっても、地域で共に生きることのできる社会が国の目指す姿として示されており、地域福祉の視点をもって、支援体制を包括的に確立していくことが課題となっています。

平成 29（2017）年6月には「社会福祉法」の一部改正が行われ（平成 30（2018）年4月1日施行），市町においては、「市町村地域福祉計画」の策定をはじめ、「包括的な支援体制の整備」の考え方方が示されました。特に、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉制度に新たに「共生型サービス」を位置付けたことや、子育て家庭等も含めた生活困窮支援など「地域共生社会」の考え方方が示されました。

市民アンケート調査では、男女共同参画の推進に必要だと思う施策については、およそ3人に1人が介護支援サービスの充実を求めていました（資料前掲）。

地域福祉は行政だけでなく、地域住民との協働で進める必要があることから、市民や地域全体で支え合う地域福祉体制の充実が必要です。

また、地震や風水害などの災害対策でも、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制や避難所の運営が求められています。

●施策の方向●

高齢者対策としては、高齢者福祉施策及び介護保険制度の活用に加えて、高齢者を地域で支え合うネットワークづくりを進めます。また障害者に対する相談や支援体制の整備、近年の離婚等の増加により増えているひとり親家庭をはじめ、様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図り、生活安定に向けた支援が必要です。

施策名	取組内容	主な担当課
地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none">●「江田島市地域福祉計画」に基づき、高齢者世帯や障害者、子育て家庭等への福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民との協働による見守りや支援活動など総合的な「地域福祉」を推進します。●様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図りつつ、生活安定のための支援に努めます。	社会福祉課 高齢介護課
高齢者福祉・介護保険サービス事業の推進	<ul style="list-style-type: none">●「江田島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する様々な支援サービスを提供します。	高齢介護課

施策名	取組内容	主な担当課
障害者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「江田島市障害者計画」及び「江田島市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害者福祉や障害福祉サービスに関する様々な支援に取り組みます。 	社会福祉課
防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に、固定的な性別役割分担意識が一層明らかになることから、防災分野における政策や方針決定に女性の参画を促します。 ● 避難所の運営において、男女共同参画の視点に立った、備蓄品の準備、プライベートスペースの確保等に努めます。 	危機管理課

● 資料編 ●●●●

1 江田島市 男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

平成28年5月24日

告示第53号

改正 平成29年3月31日告示第30号の3

(設置)

第1条 江田島市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する行政の総合的かつ効果的な推進について幅広く意見を求めるため、江田島市男女共同参画基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、基本計画の策定について、検討し、及び協議する。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定終了時までとする。

(組織)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合又は委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年3月31日告示第30号の3）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 江田島市 男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

○委員定数：15人以内

○任期：平成30年3月31日まで)

	氏名	職名等	備考
1	山本一也	江田島市議会 文教厚生委員会委員長	市議会議員の代表
2	濱中繁美	江田島市自治会連合会会長	市民団体
3	濱松由紀子	江田島市女性連合会会長	女性団体
4	米田眞知子	江田島市人権擁護委員	人権擁護委員
5	平谷康明	江田島市社会福祉協議会事務局長	福祉団体
6	里田誠二	江田島市民生委員児童委員協議会会長	福祉団体
7	濱先ゆかり	大柿町漁業協同組合女性部長	漁業団体関係者
8	井上文江	江田島市商工会女性部長	商工団体関係者
9	三島雅司	江田島市教育委員会教育委員	教育関係者
10	白澤文恵	江田島市社会教育委員会議長	教育関係者
11	長坂睦子	江田島市PTA連合会会長	教育関係者
12	中村和之	江田島市人権教育・啓発推進協議会会長	人権関係団体
13	石橋美樹	男女共同参画研修・講座受講者	その他
14	山井法男	江田島市市民生活部部長	その他

3 江田島市 男女共同参画推進本部設置要綱

平成28年5月24日
告示第54号

(設置)

第1条 本市における女性の社会的地位の向上を図り、男女共同参画社会を実現するための行政施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、江田島市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江田島市男女共同参画基本計画の策定の積極的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する部局間の相互調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

2 本部長は、推進本部を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある場合又は本部長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(推進会議)

第5条 推進本部に第2条に定める所掌事項に関する具体的な事項について、調査、研究又は検討を行うため、男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、会長、副会長及び会員で構成し、別表第2に定める職にある者をもって組織する。
- 3 推進会議は、会長が招集し、会長が推進会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合又は会長が欠けた場合は、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 会長は、推進会議で検討した事項について、推進本部に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

推進本部

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	総務部長
//	企画部長
//	危機管理監
//	市民生活部長
//	福祉保健部長
//	産業部長
//	土木建築部長
//	会計管理者
//	教育次長
//	議会事務局長
//	企業局長
//	消防長

別表第2（第5条関係）

推進会議

会長	市民生活部長
副会長	人権推進課長
会員	総務部総務課長
//	企画振興課長
//	危機管理課長
//	市民生活課長
//	社会福祉課長
//	産業企画課長
//	建設課長
//	会計課長
//	学校教育課長
//	生涯学習課長
//	議会事務局次長
//	水道業務課長
//	消防本部総務課長

4 男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条・第3条 (略)

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）

最終改正：平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受けける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつ

た者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠と共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。），就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)
- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けた身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性

の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、そ

の申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- ### 第3節 特定事業主行動計画
- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講

じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、

第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の科料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第5条・第6条 （略）

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） （略）

江田島市 第2次男女共同参画基本計画

発 行／平成30（2018）年4月
発 行 者／広島県 江田島市 市民生活部 人権推進課
〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地
TEL（0823）43-1635
FAX（0823）57-4431
E-mail／jinken@city.etaljima.hiroshima.jp
